

令和5年度

やまがたの青少年

～健全育成と非行防止をめざして～

山形市教育委員会

目 次

第1章 青少年の動態

| | | |
|------------------------|---|---|
| 1 各種法令等による青少年の定義及び年齢区分 | … | 1 |
| 2 山形市の青少年人口 | … | 2 |
| (1) 5歳階級別人口 | … | 2 |
| (2) 青少年人口の10年間の推移 | … | 3 |

第2章 青少年施策の推進

| | | |
|----------------------------------|---|----|
| 1 山形市青少年問題協議会 | … | 4 |
| (1) 協議会の任務 | … | 4 |
| (2) 令和4年度の開催状況 | … | 4 |
| (3) 山形市青少年問題協議会委員 | … | 5 |
| 2 令和5年度山形市青少年施策の基本方針 | … | 6 |
| 3 基本施策 | … | 6 |
| 4 青少年施策及び主な事業 | … | 6 |
| (1) 青少年の健全育成活動の充実 | … | 6 |
| (2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保 | … | 7 |
| (3) 青少年を取り巻く環境の改善 | … | 8 |
| (4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実 | … | 9 |
| 5 子どもの安全・安心対策の基本方針 | … | 11 |
| 6 令和5年度山形市の青少年育成関連事業一覧[関係課(施設)別] | … | 13 |
| 7 青少年育成組織 | | |
| (1) 山形市青少年育成推進員 | … | 20 |
| (2) 各地区青少年健全育成連絡協議会 | … | 21 |

第3章 青少年指導センター

| | | |
|----------------------|---|----|
| 1 青少年指導センターの概要 | … | 22 |
| (1) 青少年指導センターの業務活動 | … | 22 |
| (2) 青少年指導センターの沿革 | … | 24 |
| 2 青少年指導センターの組織 | … | 25 |
| (1) 青少年指導センター運営協議会 | … | 25 |
| (2) 指導委員 | … | 25 |
| (3) 少年相談員 | … | 26 |
| (4) 青少年指導センター指導委員連絡会 | … | 26 |
| (5) 地区指導委員会 | … | 26 |
| (6) 職員 | … | 26 |

| | | | |
|---|----------------------------|---|----|
| 3 | 青少年指導センター運営協議会委員 | … | 27 |
| 4 | 各地区指導委員会会長 | … | 28 |
| 5 | 街頭指導実施状況 | … | 29 |
| | (1) 街頭指導実施日数及び従事した指導委員延べ人数 | … | 29 |
| | (2) 注意・指導した延べ人数（場所別） | … | 29 |
| | (3) 注意・指導した延べ人数（時間帯及び学識別） | … | 29 |
| | (4) 声かけ延べ人数 | … | 30 |
| | (5) 声かけ延べ人数（時間帯及び学識別） | … | 30 |
| | (6) 注意・指導した延べ人数（行為別） | … | 30 |
| 6 | 少年相談状況 | … | 31 |
| 7 | 少年補導の対象となる年齢や行為 | … | 32 |

付 属 資 料

| | | | |
|--|---------|---|----|
| | 青少年相談窓口 | … | 33 |
| | 関係法令 | … | 36 |

第 1 章 青少年の動態

1 各種法令等による青少年の定義及び年齢区分

青少年の範囲は、関係法令に基づいて定められており、その呼称、年齢区分は、次の通りである。

| 法律の名称 | 呼称等 | 年齢区分 |
|--|--|--|
| 少年法 | 少年 | 20歳未満の者。ただし、特定少年（18歳以上の少年）については、保護事件の特例、刑事事件の特例、刑事事件の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められている。 |
| 刑法 | 刑事責任年齢 | 満14歳 |
| 児童福祉法 | 児童 | 18歳未満の者 |
| | 乳児 | 1歳未満の者 |
| | 幼児 | 1歳から小学校就学の始期に達するまでの者 |
| | 少年 | 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者 |
| 児童手当法 | 児童 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 児童 | 20歳未満の者 |
| 学校教育法 | 学齢児童 | 満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者 |
| | 学齢生徒 | 小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者 |
| 民法 | 未成年者 | 18歳未満の者 |
| | 婚姻適齢 | 男18歳、女18歳 |
| 労働基準法 | 年少者 | 18歳未満の者 |
| | 児童 | 15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者 |
| 青少年の雇用の促進等に関する法律 | 青少年 | 35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない（法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針（令和3年1月厚生労働省告示114号）において規定。）。 |
| 公職選挙法 | 子供 | 幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者 |
| 道路交通法 | 児童 | 6歳以上13歳未満の者 |
| | 幼児 | 6歳未満の者 |
| | 第二種免許、大型免許を 与えない者 | 21歳未満の者 |
| | 中型免許を与えない者 | 20歳未満の者 |
| | 準中型免許、普通免許、 大型特殊免許、大型二輪免 許及び牽引免許を与えない者 | 18歳未満の者 |
| | 普通二輪免許、小型特殊 免許及び原付免許を与えない者 | 16歳未満の者 |
| 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 子ども | おおむね18歳以下の者 |
| 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ 関スル法律 | 未成年者 | 20歳未満の者 |
| 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ 関スル法律 | 未成年者 | 20歳未満の者 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律 | 年少者 | 18歳未満の者 |
| 児童買春、児童ポルノに係る行為 等の規制及び処罰並びに児童 の保護等に関する法律 | 児童 | 18歳未満の者 |
| インターネット異性紹介事業を 利用して児童を誘引する行為の 規制等に関する法律 | 児童 | 18歳未満の者 |
| 青少年が安全に安心してイン ターネットを利用できる環境の 整備等に関する法律 | 青少年 | 18歳未満の者 |

出典 内閣府 令和4年度版子供・若者白書より

(参考)

| | | |
|--------------------|-----|---------|
| 児童の権利に関する条約 | 児童 | 18歳未満の者 |
| 山形県青少年健全育成条例 | 青少年 | 18歳未満の者 |
| 山形県子ども・若者ビジョンによる範囲 | | |

2 山形市の青少年人口

(1) 5歳階級別人口

最近の少子高齢化社会の進展を反映して、青少年人口は20～24歳が最も多く、それより若い年齢層になるに従って減少傾向にある。

| 年 齢 (5歳階級) | 人 口 (人) | | | 構 成 比 (%) | | |
|---------------|---------|---------|---------|-----------|------|------|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 総 数 | 244,381 | 117,391 | 126,990 | 100.0 | 48.0 | 52.0 |
| 青少年人口(0～29) | 63,277 | 31,830 | 31,447 | 25.9 | 27.1 | 24.8 |
| 0～4 | 8,114 | 4,185 | 3,929 | 3.3 | 3.6 | 3.1 |
| 5～9 | 9,505 | 4,850 | 4,655 | 3.9 | 4.1 | 3.7 |
| 10～14 | 10,469 | 5,405 | 5,064 | 4.3 | 4.6 | 4.0 |
| 15～19 | 11,345 | 5,761 | 5,584 | 4.6 | 4.9 | 4.4 |
| 20～24 | 13,000 | 6,222 | 6,778 | 5.3 | 5.3 | 5.3 |
| 25～29 | 10,844 | 5,407 | 5,437 | 4.4 | 4.6 | 4.3 |
| 30～34 | 11,999 | 5,970 | 6,029 | 4.9 | 5.1 | 4.7 |
| 35～39 | 13,812 | 6,962 | 6,850 | 5.7 | 5.9 | 5.4 |
| 40～44 | 15,832 | 7,898 | 7,934 | 6.5 | 6.7 | 6.2 |
| 45～49 | 17,891 | 8,972 | 8,919 | 7.3 | 7.6 | 7.0 |
| 50～54 | 16,835 | 8,473 | 8,362 | 6.9 | 7.2 | 6.6 |
| 55～59 | 15,161 | 7,472 | 7,689 | 6.2 | 6.4 | 6.1 |
| 60～64 | 15,528 | 7,554 | 7,974 | 6.4 | 6.4 | 6.3 |
| 65～69 | 15,951 | 7,712 | 8,239 | 6.5 | 6.6 | 6.5 |
| 70～74 | 18,671 | 8,946 | 9,725 | 7.6 | 7.6 | 7.7 |
| 75～79 | 13,341 | 6,128 | 7,213 | 5.5 | 5.2 | 5.7 |
| 80～84 | 11,142 | 4,697 | 6,445 | 4.6 | 4.0 | 5.1 |
| 85～89 | 8,524 | 3,131 | 5,393 | 3.5 | 2.7 | 4.2 |
| 90～94 | 4,801 | 1,346 | 3,455 | 2.0 | 1.1 | 2.7 |
| 95～99 | 1,447 | 280 | 1,167 | 0.6 | 0.2 | 0.9 |
| 100歳以上 | 169 | 20 | 149 | 0.1 | 0.0 | 0.1 |

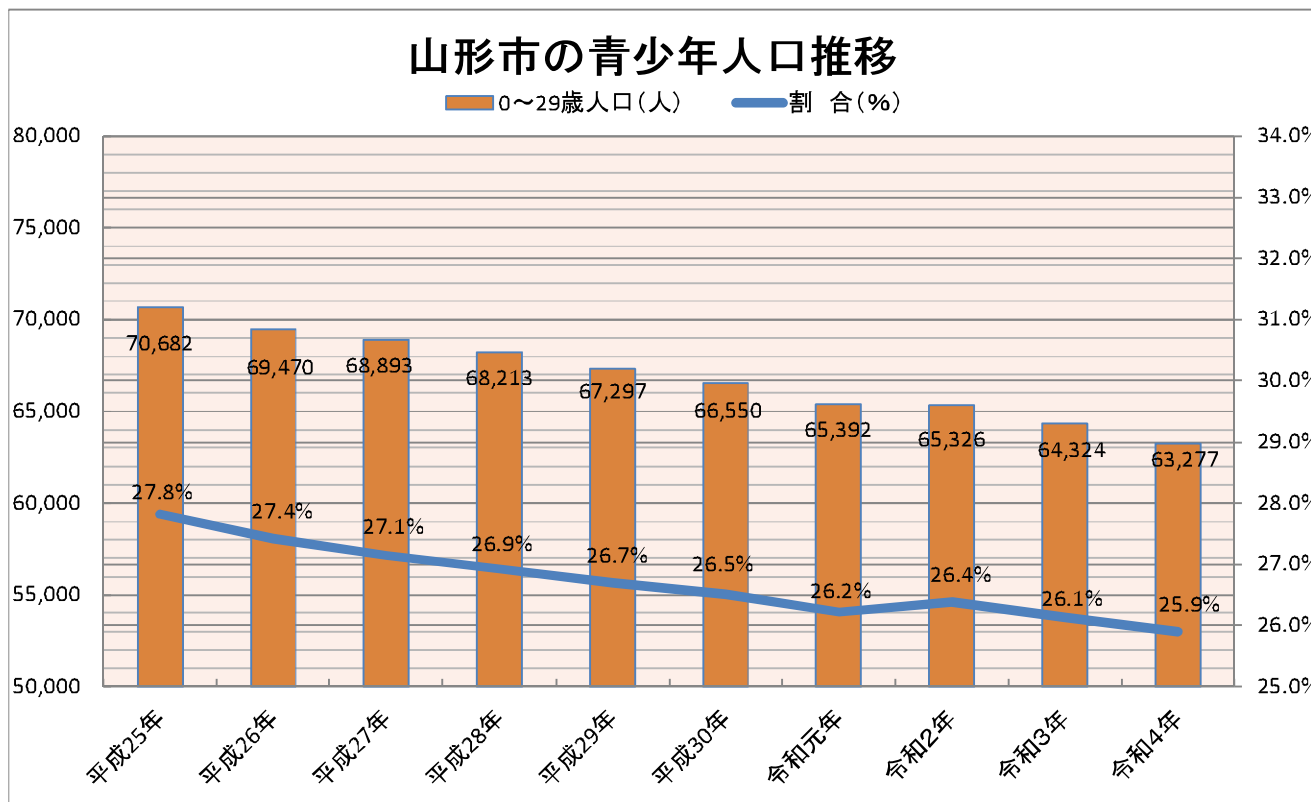
資料：山形市推計人口（令和4年10月1日現在）

(2) 青少年人口の10年間の推移

山形市の青少年人口は過去10年間減少傾向が続いている。

(各年10月1日現在)

| 年 度 | 総人口 (人) | 0～29歳人口 (人) | 割 合 (%) |
|-------|---------|-------------|---------|
| 平成25年 | 254,089 | 70,682 | 27.8% |
| 平成26年 | 253,335 | 69,470 | 27.4% |
| 平成27年 | 253,832 | 68,893 | 27.1% |
| 平成28年 | 253,267 | 68,213 | 26.9% |
| 平成29年 | 252,095 | 67,297 | 26.7% |
| 平成30年 | 250,998 | 66,550 | 26.5% |
| 令和元年 | 249,327 | 65,392 | 26.2% |
| 令和2年 | 247,590 | 65,326 | 26.4% |
| 令和3年 | 246,102 | 64,324 | 26.1% |
| 令和4年 | 244,381 | 63,277 | 25.9% |



第 2 章 青 少 年 施 策 の 推 進

1 山形市青少年問題協議会

山形市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法第一条の規定に基づき、昭和34年3月に市長の附属機関として設置された。(昭和34年市条例第3号)

(1) 協議会の任務

- 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の樹立につき、必要な事項を調査審議する。
- 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。
- 前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(2) 令和5年度の開催について

- 日 時 令和5年7月26日(水) 13時30分～15時
- 場 所 山形市役所11階 大会議室
- 内 容 報告事項：令和4年度青少年健全育成及び非行防止等の実施状況について
協議事項：令和5年度青少年健全育成及び非行防止等の取り組みについて
情報交換：各機関の青少年施策について

(3) 山形市青少年問題協議会委員

(令和5年7月現在)

| 役職名 | 氏名 | 所属機関 | 職名等 |
|-----|-------|---------------------|--------------------------|
| 会長 | 佐藤孝弘 | 山形市 | 市長 |
| 副会長 | 金沢智也 | 山形市教育委員会 | 教育長 |
| 副会長 | 岡野守昭 | 山形市青少年育成推進員連絡協議会 | 会長 |
| 委員 | 小田賢嗣 | 山形市議会 | 議員 |
| 委員 | 井上和行 | 山形市議会 | 議員 |
| 委員 | 遠藤吉久 | 山形市議会 | 議員 |
| 委員 | 熊谷雅文 | 山形地方法務局 | 人権擁護課長 |
| 委員 | 馬場剛 | 山形保護観察所 | 統括保護観察官 |
| 委員 | 鈴木哲也 | 山形警察署 | 生活安全課長 |
| 委員 | 今井卓生 | 山形県福祉相談センター | 副所長 |
| 委員 | 内山博之 | 山形少年鑑別支所 | 支所長 |
| 委員 | 石岡一郎 | 山形家庭裁判所 | 主任家庭裁判所調査官 |
| 委員 | 清水耕平 | 山形労働基準監督署 | 第1方面主任監督官 |
| 委員 | 関義人 | 村山地区高等学校長会 | 惺山高等学校校長 |
| 委員 | 山田博志 | 山形市中学校長会 | 山形市立第十中学校長 |
| 委員 | 鈴木章人 | 山形市小学校長会 | 生徒指導部員山形市立蔵王第二小学校長 |
| 委員 | 高野則夫 | 山形市民生委員児童委員連合会 | 会長 |
| 委員 | 伊藤康則 | 山形市青少年育成市民会議 | 会長 |
| 委員 | 菅野節子 | 山形市女性団体連絡協議会 | 顧問 |
| 委員 | 佐藤博之 | 山形市子ども会育成連合会 | 会長 |
| 委員 | 勝見祐子 | 山形人権擁護委員協議会山形市部会 | 山形県人権擁護委員連合会 子ども人権委員会委員長 |
| 委員 | 沼澤義夫 | 山形市青少年指導センター指導委員連絡会 | 会長 |
| 委員 | 高瀬謙治 | 山形市社会福祉協議会 | 常務理事 |
| 委員 | 吉田英二 | 山形青年会議所 | 常任理事 |
| 委員 | 橋本善彦 | 山形商工会議所 | 理事・事務局長 |
| 委員 | 高橋あゆみ | 山形市PTA連合会 | 母親委員長 |
| 委員 | 渋江朋博 | 村山地区高等学校PTA連合会 | 会長 |

(敬称略)

幹事及び書記

| 職名 | 市の職名 |
|-----|--|
| 幹事長 | 教育部長 |
| 幹事 | 教育企画課長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育青少年課長 こども未来課長 保育育成課長 こども家庭支援課長 健康増進課精神保健・感染症対策室長 |
| 書記 | 社会教育青少年課職員 |

2 令和5年度山形市青少年施策の基本方針

「山形市教育振興基本計画」に基づき、「家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり」を目指します。

山形市の将来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長するため、行政はもとより、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を一体的に推進し、家庭・学校・地域が連携することにより、時代に適応した青少年の健全育成・非行防止対策、安全・安心の環境づくりを目指します。

3 基本施策

家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり

- (1) 青少年の健全育成活動の充実
- (2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保
- (3) 青少年を取り巻く環境の改善
- (4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

4 青少年施策及び主な事業

(1) 青少年の健全育成活動の充実

青少年問題に関する理解・意識高揚を図り、青少年の健全育成運動を促進する。

| 取組1 青少年の健全育成体制の充実 | |
|--------------------------|--|
| 青少年問題協議会の開催 | 青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係機関に対し意見の具申を行う。 |
| 青少年健全育成講演会の開催 | 青少年の健全育成を推進し、市民全体の意識高揚を図るため、国が定める「子ども・若者育成支援強調月間」合わせ開催する。保護者などに広く呼びかけるため市報などで参加者を募集する。 |
| 青少年育成推進員の委嘱・活動推進 | 青少年健全育成活動を組織的・継続的に実践するため、各地域の活動を行う青少年育成推進員を小学校区ごとに委嘱し、その活動の推進を図る。 |
| 「やまがたの青少年」の発行 | 青少年の実態と当市行政施策についての冊子を編集・発行する。また、市の公式ホームページにも掲載し、周知を図る。 |
| 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取組 | 青少年育成推進員や学校及びPTA等の関係団体と連携し、有害図書類調査や街頭での啓発キャラバン活動等の事業を展開する。 |



(青少年健全育成講演会の様子)



(青少年問題協議会の様子)

| | |
|---|--|
| 取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力 | |
| <p>① 青少年健全育成団体等（6団体）に活動運営のための補助金等を交付し、支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形市青少年育成市民会議 ・山形市子ども会育成連合会 ・山形市青少年育成推進員連絡協議会 ・山形市青少年指導センター指導委員連絡会 ・山形市PTA連合会 ・子ども育成ボランティア・山形 <p>② 青少年指導センター創立60周年・青少年育成市民会議50周年記念事業の実施にあたり、同実行委員会に負担金を交付する。</p> <p>③ 地域一体で自主的な活動を展開している青少年健全育成連絡協議会の活動に奨励金を交付し支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額 1地区 65,000円 34地区 | |
| 取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知 | |
| <p>青少年が抱える様々な問題や困難の多様化及び複雑化に対応するため、国や県、若者相談支援拠点、社会福祉協議会、保健所等の専門機関との連携・協力を強化するとともに、各機関の情報について広く市民へ周知する。</p> | |
| 取組4 「二十歳の祝賀式」の開催 | |
| <p>二十歳を迎える者に社会の形成者として自覚を呼びかけるとともに、これを祝う「二十歳の祝賀式」を開催する。</p> <p>二十歳を迎える方が主体的に参加できる式典とするため、有志による実行委員会を組織し、式典内容の検討や運営を担う。</p> | |

(2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づき、子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努める。

また、児童生徒の危険防止のための措置を講じ、安全な環境の維持を図る。

| | |
|-----------------------------|--|
| 取組1 子どもの安全・安心対策の組織的推進 | |
| 通学路の整備 | 通学路安全確保のため、各小学校から危険個所の報告を受け、関係機関との連携を図りながら通学路の安全点検を行い、改善に努める。また、冬季間の通学路の除排雪に関わる対応を行う。 |
| 中学校通学路防犯灯の整備 | 中学校及び関係機関と連携を図り、水銀灯からLED灯への交換を進めるとともに、必要に応じて新設等の整備を図る。 |
| 「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づく取組の推進 | 子どもたちをより多くの目で見守るための各種安全・安心対策に向けて、教育委員会の関係課で構成する「子ども安全対策会議」で制定した基本方針に基づき、教育委員会及び他関係部署が連携し組織的に推進する。 「子どもの安全・安心対策の基本方針」（平成18年策定、平成27年改定） |
| 取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実 | |
| 子ども見守り活動の推進 | 子どもの危険を未然に防止するため、青少年健全育成連絡協議会を中心に行われている登下校時の子ども見守り隊などの地域見守り活動を啓発・支援する。また、学校・地域・警察署との連携のもと、「こども110番」について啓発・支援する。 |

| | |
|---|--|
| | ※こども110番について 犯罪等の被害に遭いまたは遭いそうになって助けを求めてきた子どもを保護し、警察への通報等を行う活動。 |
| 危険箇所の把握 | 青少年指導センター指導委員が各地区内の街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、所管する関係機関への連絡により改善を図る。 |
| 取組3 緊急情報の迅速な配信 | |
| 「子ども安全情報配信システム」の運用 | 児童生徒の安全確保に努めるため、携帯電話等のメール機能により保護者や教員、青少年健全育成関係者等のシスム登録者に不審者情報や注意喚起等を適宜配信する。また、山形連携中枢都市圏（村山管内7市7町）の不審者情報等について、広域情報として配信し、連携市町と情報共有を行う。 令和4年度 ・登録件数 4,821件 ・配信件数 57件（内 不審者 54件、注意喚起 3件） |
| 市LINE公式アカウントによる配信 | 子ども安全情報配信システムで配信した情報について、市LINE公式アカウントでも配信する。 |
| システム登録者の増加に向けた取組 | ホームページやSNSなど、各種広報媒体を活用した周知とともに、子どもたちの安全・安心に関する情報の配信など、内容の充実を図る。 |
| 取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実 | |
| 子どもたちを事件・事故・犯罪から守るため、学校や保護者、青少年健全育成団体、警察等の関係機関・団体が連携し、各小・中学校の実情に応じた仕組みづくりを検討する。 | |

(3) 青少年を取り巻く環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

| | |
|------------------------|--|
| 取組1 有害図書等の監視・調査 | |
| 有害図書調査 | 山形市青少年育成推進員や学校、PTAなどの関係団体と連携し、書店・コンビニ等の有害図書調査を行い、地域における青少年に有害な環境の浄化を図る。 |
| 有害違法簡易広告物の通報 | 青少年にとって有害な違法簡易広告物を発見した場合は、県へ通報する。 |
| 取組2 青少年のインターネット適正使用の啓発 | |
| インターネット適正使用についての啓発 | 子どもがインターネットを安全に使用しトラブルに巻き込まれないようにするため、ペアレンタルコントロール、フィルタリングを含めた適正使用の必要性についてホームページやSNSなど各種広報媒体を活用し、保護者等に啓発する。また、県警など関係機関・団体・通信事業者等が推奨するインターネットやSNSの適正使用について、啓発チラシや各種青少年健全育成関係団体の機関誌等により広く周知する。 |
| インターネット等安全パトロール | 児童生徒に関するインターネットサイト上の掲示板等への書き込みがないか検索・閲覧・監視を行い、問題がある書き込みは学校へ情報提供等を行う。 （村山管内の小中学校） また、近年若者の間で浸透している「インスタグラム」や「ツイッター」上での書き込みチェックなど、SNS上でのパトロールによる監視の強化を図る。 |

| | | | | | |
|--|---|-------|----|-------|--------|
| | ・ネット安全パトロール実施状況（令和4年度） | | | | |
| | | 市 内 | | 県 内 | 合計 |
| | 検索件数 | 5,606 | | 4,752 | 10,358 |
| | 学校等へ連絡した件数 | 中学校 | 高校 | 中学校 | 高校 |
| | 0 | 2 | 0 | 2 | |
| パトロール方法の調査研究 | 法務局、県警サイバー犯罪対策課、通信事業者等専門機関及び先進市のネットパトロールに関する先行事例を情報収集し、検索・閲覧・監視方法等の調査研究を行う。 | | | | |
| 取組3 薬物乱用防止の啓発 | | | | | |
| 国や県、警察等と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配布を行い、薬物乱用防止を啓発する。 | | | | | |

(4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

青少年指導センターを拠点に、街頭指導と少年相談を実施するとともに、学校、関係機関・団体等と連携・協力しながら、青少年の非行防止対策を推進する。

| | |
|--|---|
| 取組1 街頭指導の実施 | |
| 各地区の青少年育成推進員、民生委員児童委員、主任児童委員及び保護司、学校等から推薦された教員やPTA等に青少年指導センター指導委員の委嘱を行い、街頭指導を実施する。 | |
| 中央指導委員による街頭指導 （専門指導員同行による街頭指導） | <ul style="list-style-type: none"> ① 平日の街頭指導 市内繁華街や大型ショッピングセンター、不審者情報が多く寄せられた地域等を中心に、地区から選出された中央指導委員が平日の街頭指導を実施する。 ② 長期休業期間の街頭指導 夏休みなどの長期休業期間は、学校教員等を中心とした街頭指導を実施する。 ③ 車両による街頭指導 市内一円を対象に機動力を活かした「青色防犯パトロール車」による街頭指導を実施する。 |
| 地区指導委員による街頭指導 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地区の行事時等の街頭指導 長期休業期間やお祭り、花火大会等、各地区の青少年指導センター指導委員会の計画により街頭指導を実施する。 ② 危険個所の把握 各地区内の街頭指導・巡回において危険個所等を把握し、所管する関係機関への連絡により改善を図る。 |
| 取組2 少年相談の実施 | |
| 相談体制 | 青少年指導センター少年相談員による電話・メール・面談での悩み相談を実施する。 電話・面談：平日の午後1時～5時 メール：24時間受付 |
| SNSによる（LINE・チャット）による相談体制 | 市ホームページ上の少年相談の受付窓口において、SNS相談窓口がある厚生労働省、文部科学省、山形県のホームページに繋ぎ、相談者が相談しやすい相談方法について情報提供する。 |

| | |
|---|--|
| 取組3 研修会の実施 | |
| 青少年指導センター指導委員、少年相談員の資質向上を図るため、研修会を開催する。 | |
| 取組4 広域連携の推進 | |
| 県内各青少年指導センターとの連携 | 県内青少年指導センター等との情報交換などを通して、情報収集や青少年指導センター指導委員の資質向上に努める。 |
| 周辺市町・警察との連携 | <p>① 隣接他市町、県等との連携 児童生徒の行動範囲の広がりに伴い市や県境を越えた往来が予想されることから、仙台市子供相談支援センター及び村山総合支庁との連携により、仙台駅周辺ほか中心街での合同街頭指導を行い情報共有する。 また、県内周辺市町及び村山総合支庁との連携により、大型ショッピングセンター等で合同街頭指導を行い情報共有する。</p> <p>② 隣接各警察署との連携 「少年非行防止の日」(県警本部設定)などに合わせ、山形、上山、天童、寒河江の各警察署との連携により、山形駅周辺を中心に合同街頭指導を行い情報共有する。</p> <p>③ その他、青少年健全育成団体等との連携 山形市PTA連合会母親委員会や、村山地区高等学校生徒指導協議会との連携を図り、定期的な情報交換と共有により子どもたちの現状把握に努めるとともに指導活動を行う。</p> |
| 「いじめ・非行をなくそう」県民運動への取組 | 山形県青少年育成県民会議などの青少年健全育成団体や学校と連携し、「いじめ・非行をなくそう」の標語募集や、ポスター、県広報誌「見守る目・育む芽」を配布するなど、いじめ・非行の防止を呼び掛ける。 |



(青色防犯パトロール車を使用した街頭指導の様子)

5 子どもの安全・安心対策の基本方針

(平成27年9月30日 改定)

(1) 方針策定の経緯

近年、児童生徒が不審者から声をかけられたり、連れ去られようとするなど、子どもの安全・安心を脅かす事件が各地で発生し、本市も例外ではないことから、平成18年1月に「子どもの安全・安心対策の基本方針」を策定しました。

平成21年2月には、その実行性を高め、より効果的に推進していくための改定を行い、平成27年9月には、子どもたちを取り巻く社会環境に即した安全・安心対策とするため二回目の改定を行いました。

(2) 目的

子どもたちにとっては、依然として、登下校の時間帯における危険性が高い状況にあります。そのため、引き続き、子どもの登下校時の安全・安心を守ることを目的とします。

(3) 基本理念

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」

子どもたちの安全・安心のために、可能な限り多くの対策を講じ、より多くの目で見守ります。

(4) 基本方針とその施策

基本理念をふまえ、次の二つの視点から子どもの安全・安心対策を推進します。(別表)

- ① 子どもが一人になる場面を、可能な限り無くすこと。
- ② 子ども自身が、自らを守ることを身につけること。

(5) 施策の推進にあたって

これらの安全・安心対策は、その全てが有機的に連携することによって、はじめて有効性を発揮します。「子ども安全対策会議」のもと、実施主体、関係部署等と連携して推進します。

また、保護者の協力を必要とするものについては、これを周知し、実効性を高めていきます。

(4) 基本方針とその施策 (別表)

(平成27年9月改定)

| 基本方針と施策 | 実施内容 | 所管課 |
|---------------------------------|--|----------|
| 子どもの安全・安心対策を組織的に推進します。 | | |
| 関係部署との連携の充実 | 教育委員会内の関係課による「子ども安全対策会議」のもと、他の部署とも連携して推進します。 | 社会教育青少年課 |
| 子どもたちの安全・安心を地域で守る体制の充実を推進します。 | | |
| 「子ども見守り隊」運動の充実 | 各地区で展開している「子ども見守り隊」運動を、啓発・支援します。 | 社会教育青少年課 |
| 「こども110番」の充実 | 学校、地域の関係団体と警察署との連携のもと、「こども110番」について啓発・支援します。 | 社会教育青少年課 |
| 公民館による防犯意識の高揚 | 関係機関の要望に基づき、公民館だよりや館内掲示スペース等に子どもの安全・安心対策に関する情報を掲載し、地域の防犯意識の高揚を図ります。 | 社会教育青少年課 |
| 子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上を推進します。 | | |
| 防犯訓練等の各種対策の実施 | 学校教育課から、全小中学校に訓練や講話の実施を呼びかけます。 | 学校教育課 |
| 安全マップの活用 | 安全マップ等を活用した積極的な安全指導の実施を、学校教育課から全小中学校に呼びかけます。 | 学校教育課 |
| 緊急情報を迅速に送信し、即応性を高めます。 | | |
| 携帯電話等による「子ども安全情報配信システム」の運用 | 登録された携帯電話等に緊急情報を配信し、保護者をはじめ、広く市民に周知します。また、長期休業前には犯罪や非行の未然防止を促すメールを配信し、子どもの健全育成に努めます。 | 社会教育青少年課 |
| 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。 | | |
| 複数での登下校の実施 | 複数での登下校を出来る限り実施するように、学校教育課から全小中学校に呼びかけます。 | 学校教育課 |
| 放課後子ども教室の実施 | 放課後や週末における、児童の安全・安心な活動拠点を確保します。 | 社会教育青少年課 |
| 危険が潜みやすい場所の改善を推進します。 | | |
| 防犯灯の設置と適正な維持管理の推進 | 中学校通学路の防犯灯整備及び維持管理を行っていきます。 | 教育企画課 |
| 公園等の植栽やトイレの適正な維持管理の推進 | 学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼します。 | 社会教育青少年課 |
| 街頭指導・巡回による危険箇所等の把握及び改善 | 青少年指導センター指導委員による街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、関係部署に改善を依頼します。 | 社会教育青少年課 |
| 空き家や倉庫、小屋など普段人影の無い場所の適正な維持管理の推進 | 安全マップの活用や見直しを図りながら、学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼します。 | 学校教育課 |

< 参考 >

| | | |
|--------------------------------|--|-------|
| 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。 | | |
| 青色防犯パトロールの実施 | 青色回転灯を装着した交通安全指導車により、通学路を中心に巡回します。 | 市民課 |
| 放課後児童クラブ(学童保育)の運営 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え健全な育成を図ります。 | 保育育成課 |

6 令和5年度山形市の青少年育成関連事業一覧 [関係課 (施設) 別]

領域：

- 1 青少年を健やかに育む家庭づくり
- 2 青少年の社会性を育む地域づくり
- 3 青少年の創造性を育む学校の充実
- 4 社会的な自立を支援する職場の充実
- 5 青少年の健康と安全の保持
- 6 社会の多様化への対応
- 7 非行・問題行動の防止
- 8 総合推進と連絡調整

| 課(施設)名 | 新・継 | 領域 | 事業名 | 事業内容 |
|------------|-----|----|-------------------------|---|
| 国際交流センター | 継 | 6 | 国際交流出前講座 国際交流理解講座 | ●出前講座 対象：小・中・高校生 英語圏、中国圏及び韓国・朝鮮語圏の国際交流員等各1名を小・中学校で開催される総合学習や、高校の授業の一環としての国際関連事業に派遣する。青少年が様々な多文化体験を通じて広い視野と国際感覚を身に付けることを目的とする。 ●理解講座 対象：市民 講座を一般募集で行うことにより、広範囲の個人を対象として開催する。学校への派遣となる出前講座には参加できない子どもたちに参加の機会を提供する。対象年齢は講座の内容による。 |
| 男女共同参画センター | 継 | 6 | 男女共同参画に関する作品募集 (一行詩) | 男女共同参画を身近なところから感じてもらい、理解と参画を図る。 応募資格：市内に在住、在勤又は在学していること ●中学・高校の部 ●大学・一般の部 募集締切：令和5年7月29日(土) 表 彰：令和5年10月28日(土) |
| | 継 | 3 | 小学生用男女共同参画学習資料の配布 | 「男女平等」「男女の相互理解」「個人の尊厳」等について理解を深めてもらうため、小学1・4年生及び中学1年生を対象とする男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」及び教師用学習資料「きらりかがやいて活用に向けて」を市内小・中学校へ配布する。 ・「きらりかがやいて」 小学1年生…2,600部 小学4年生…2,600部 中学1年生…2,600部 ・「きらりかがやいて活用に向けて」 500部 |
| | 継 | 5 | 若年層を対象としたDV防止啓発事業 | 高校生を中心とした若年層に対して、デートDV防止パンフレット等を配布し、デートDVの予防啓発と相談窓口の周知を図る。 ・デートDV防止パンフレット…4,000部 ・相談窓口案内入り啓発カード…5,500枚 |
| | 継 | 5 | 小・中学生向け出前講座 | 小・中学生を対象に「いのち」の大切さについて学ぶ出前講座を行い、健全な心を育て、自殺防止や暴力防止を図る。 |
| 市民課 | 継 | 5 | 地区(学区)交通安全の推進 | 学校、家庭及び地域の連携により、地区(学区)の交通安全を推進することを目的に組織された団体に対して助成し、交通安全の推進を図る。(推進団体33団体) |
| | 継 | 5 | 交通指導員の設置 | 小学校児童の通学等の安全を確保するため、登校日の通学時間帯に交通安全指導を行う。 ・交通指導員60名・指導場所60か所(令和5年3月末) |
| | 継 | 5 | 幼児交通安全教育 | 就学前の幼児とその保護者を対象に、幼児交通安全クラブ「かもしかクラブ」を組織し、交通安全指導を行う。 <令和4年度末> 会 員：幼児2,462人、48クラブ 実施回数：142回、受講者数：5,264人 会員外の保育園・幼稚園等：15回、1,197人 |
| | 継 | 5 | 児童・生徒の交通安全教育 | 小中学校等の交通安全教室において、道路の歩行と横断、自転車の安全な乗り方について交通安全指導を行う。 <令和4年度末> 実施回数：99回(小学校88回、中学校9回、養護学校等2回) 受講者数：5,724人 |
| | 継 | 5 | 青色防犯パトロールの実施 | 交通安全指導車1台で週2回、通学路を中心に、学区を変えて、児童の下校時に合わせ、1回2時間のパトロールを実施する。 |
| 消費生活センター | 継 | 5 | 消費者啓発推進事業 | 悪質商法等による消費者被害の未然防止を図るため、学生(小学生、中学生、高校生、大学生を含む)を対象に、消費生活出前講座及び啓発資料の配布を実施する。 |
| | 継 | 1 | 夏休み親子はかり作り教室 | 普段の生活の中で行っている「計る」について、親子で学習することにより、計量に関する意識の向上を図る。 対 象：小学校3年生～6年生の児童及びその保護者 実施日：令和5年7月29日(土) ※山形県、(一社)山形県計量協会との共催 |
| 母子保健課 | 継 | 5 | 予防接種事業 | 1 B型肝炎(個別接種) 2 単独不活化ポリオ(個別接種) 3 四種混合【三種混合+不活化ポリオ】(個別接種) 4 二種混合(個別接種) 5 麻しん風しん混合(個別接種) 6 麻しん(個別接種) 7 風しん(個別接種) 8 日本脳炎(個別接種) 9 BCG(個別接種) 10 ヒブ(個別接種) 11 小児用肺炎球菌(個別接種) 12 子宮頸がん予防(個別接種) 13 水痘(個別接種) 14 ロタ(個別接種) |
| | 継 | 5 | 風しん抗体検査及び予防接種費用助成事業 | 成人の風しん対策として、先天性風しん症候群を予防することを目的に、風しん抗体検査の全額助成及び風しん予防接種費用の一部助成を行う。 |

| 課(施設)名 | 新・継 | 領域 | 事業名 | 事業内容 |
|---------|-----|----|--|---|
| 母子保健課 | 継 | 1 | 母子保健推進事業 | 1 妊婦乳幼児健康診査等 ① 妊婦健康診査(個別健診) ② 妊婦歯科健康診査(個別健診) ③ 4か月児健康診査(個別健診) ④ 9か月児健康診査(個別健診) ⑤ 1歳6か月児健康診査(集団健診) ⑥ 1歳6か月児精密健康診査(個別健診) ⑦ 3歳児健康診査(集団健診) ⑧ 3歳児精密健康診査(個別健診) ⑨ 幼児発達相談 2 母性父性の健康教育相談 ① 母子健康手帳交付時の健康相談 ② ママパパ教室 3 乳幼児の健康教育・相談 ① 子育てはあと相談 ② こどものからだスッキリ教室 4 訪問指導 ① 妊産婦訪問指導 ② 新生児訪問指導 ③ 未熟児訪問指導 ④ こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) ⑤ 育児支援家庭訪問(養育支援訪問事業) 5 母子包括支援事業 ① 母子保健相談支援事業 ② ようこそ赤ちゃん応援メッセージ贈呈事業 ③ 女性の健康支援事業 6 産後ケア事業 ① ショートステイ ② デイケア ③ 乳房ケア(通所・訪問) ④ ママサポーター 7 妊婦への新型コロナウイルス感染症検査事業 8 不妊治療費助成事業 9 不育症検査費助成事業 |
| 健康増進課 | 継 | 5 | 成人保健事業 | 1 すこやか健診 2 子宮がん検診 3 レディース健診 |
| | 継 | 1 | 離乳食教室 | 乳児の健やかな成長・発育への支援のため、正しい離乳食のすすめ方について指導する。具体的な調理方法も含めて、育児担当者の支援を行う。(月1回) |
| | 継 | 1 | 食育事業 | 1 バクバクよい子のクッキング 2 チャレンジおやつクッキング |
| | 継 | 5 | 精神保健福祉事業 | 1 自殺対策 ・「いのち支える山形市自殺対策計画」に基づく「山形市自殺対策推進庁内連絡会議」「いのち支える山形市自殺対策協議会」の実施 ・普及啓発、こころ支えるサポーター養成講座 2 精神保健福祉相談、ひきこもり相談 ・精神保健福祉士、保健師による相談(随時) ・精神科医師による相談(予約制) ・ひきこもり家族交流会、支援者向けの事例検討会 ・新型コロナ感染症に係るこころの健康相談事業(相談窓口の普及啓発、事例検討会) |
| | 継 | 5 | 感染症対策事業 | 1 HIV抗体検査及び相談事業 2 性感染症検査及び相談事業(性器クラミジア症、梅毒) 3 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防事業(肝炎検査及び相談事業) |
| 保健総務課 | 継 | 5 | 休日夜間診療所人材確保補助事業 | 山形市医師会が開設者となっている山形市休日夜間診療所の医師等の人材確保に対して補助を行う。 夜間は、毎日、小児科医と内科医が常駐する。日曜・祝日及び年末年始(12月31日から1月3日)は、小児科医と内科医又は外科医が常駐する。 |
| | 継 | 5 | 受動喫煙防止対策事業 | 子どもの受動喫煙対策を推進するために、受動喫煙に関する知識の普及啓発を行い、望まない受動喫煙を防止する社会環境の整備を推進する。 ・小学校への出前講座等の実施 |
| 環境課 | 新 | 3 | 「脱炭素社会(ゼロカーボン)」実現普及・啓発事業(学生向けワークショップ) | 高校生や大学生の地球温暖化対策に対する意識の高揚を図るため、「COOL CHOICE」や「カーボンニュートラル」について知ってもらい、その実践を促すとともに、高校生や大学生と連携して周知や実践を促すため実施。ワークショップ等2回、動画作成を1回予定。 |
| | 新 | 3 | 「脱炭素社会(ゼロカーボン)」実現普及・啓発事業(環境パフォーマーによる子ども向け講座) | カーボンニュートラルの意義をわかりやすく周知するため、幼児〜小中学生等を対象に、科学実験等を交えた講演を開催する。 ○会場:食糧会館 ○講師:らんま先生 ○参加者数想定:親子合わせて約100人 |
| | 新 | 3 | 「脱炭素社会(ゼロカーボン)」実現普及・啓発事業(小学生向け副読本作成) | 「COOL CHOICE」「カーボンニュートラル」の普及啓発を図るため、地球温暖化対策に関する副読本を作成し、市内の小中学校(5年生)に配布する。 |
| | 継 | 1 | 蔵王山クリーン作戦 | 対象:親子、企業、地元ボランティア 実施日:令和5年6月3日(土) 場所:蔵王山一帯(地藏山・観松平・中央高原・釜湖・温泉街周辺等) ※中止 |
| ごみ減量推進課 | 継 | 2 | 集団資源回収推進事業 | 資源回収を実施した小中学校、PTA、子供会等に回収量及び実施回数に応じた奨励費を交付し、ごみ減量の推進を図る。 |

| 課(施設)名 | 新・継 | 領域 | 事業名 | 事業内容 |
|--------|-----|------------------|--|---|
| 障がい福祉課 | 継 | 1 | まんさくの丘運営管理 | 障がい(児)者の総合福祉施設として、それぞれの施設が連携を図り、各事業の特性を活かしながら、充実した療育及び支援等の障がい児通所支援及び障がい福祉サービスを実施する。 |
| | 継 | 1 | 障がい児通所支援事業 | 障がい児への適切な療育のため、障がい児通所支援事業所において日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練等のサービスを提供する。 |
| | 継 | 1 | 障がい者相談支援委託事業 | 障がい(児)者の保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う。身近な総合相談窓口として、市内6相談支援事業所に委託している。 |
| | 継 | 1 | 障がい児福祉手当支給事業 | 在宅の最重度の20歳未満の障がい児に対し手当を支給し、負担の軽減を図る。 |
| | 継 | 1 | 心身障がい児野外活動事業補助 | 心身障がい児を対象とした1日遊びの場を設定し、子ども、保護者、ボランティアの交流促進と障がい児の福祉向上を図る活動に対し補助を行う。 |
| | 継 | 1 | 心身障がい児機能訓練事業補助 | 心身障がい児の保護者やボランティア団体が行う心身障がい児への機能訓練教室に対し補助を行う。 |
| | 継 | 1 | 障がい福祉サービス事業 | 居宅介護や短期入所などのサービスを提供し、障がい児とその保護者の日常生活における負担の軽減を図る。 |
| | 新 | 5 | 障がい(児)者個別避難計画作成モデル事業 | 住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、障がい(児)者の個別避難計画を作成する。令和5年度は、障がい(児)者のうち先行して、医療的ケア児を対象に事業を実施する。 |
| 生活福祉課 | 継 | 1 | 民生委員・児童委員活動 | 児童福祉に必要な諸活動を行う。 民生委員・児童委員数 499名 任期 令和4年12月1日～令和7年11月30日 |
| こども未来課 | 継 | 1 | 市立保育所運営管理事業 | 1 保育を必要とする乳幼児を保育するための保育所を運営する。 (市立 10ヶ所) 2 一時保育：保護者が一時的に保育をできない時等に児童を預かる制度(非定型保育と緊急保育の2種類がある) (市立 3ヶ所) |
| | 継 | 1 | シェルターインクルーシブプレイスコバル(南部児童遊戯施設)運営管理 | 児童遊戯施設「シェルターインクルーシブプレイス コバル(南部児童遊戯施設)」の管理運営 |
| | 継 | 1 | べにっこひろば運営管理 | 児童遊戯施設「べにっこひろば」の管理運営 |
| | 継 | 1 | 児童館各種事業 | 東部・南部・北部児童館の管理運営 その他各児童館事業 |
| | 継 | 8 | 子育て情報発信事業 | 子育てガイド・子育て支援マップ作成のほか、ホームページにより各種情報を発信し、行政と民間が互いに連携した子育て情報を提供する。 |
| | 継 | 2 | 児童遊園管理事業 | 児童遊園の施設整備を行う。 既設：270カ所 |
| 保育育成課 | 継 | 1 | 幼児教育・保育の無償化事業 | 平成28年度より国の制度に合わせた第3子以降の保育料の無償化や、3歳児以上の教育・保育の無償化事業を行っている。また、令和3年9月より山形県の事業に基づき、国保育料の3・4階層に該当する保護者に対し、引き続き補助金を交付する。(認可外保育施設等の利用者も対象) |
| | 継 | 1 | 民間立保育所運営委託費 | 保育を必要とする乳幼児を保育するための保育所に対し委託費を支払う。 (民間立31カ所) |
| | 継 | 1 | 施設型給付費 | 3歳以上教育を必要とする就学前の子ども及び保育の必要性のある就学前子どものための教育・保育の給付を行う。 (32カ所) |
| | 継 | 1 | 地域型保育給付費 | 1 小規模保育事業(保育の必要性のある0～2歳児を対象とする定員6～19名の保育事業)実施事業者に給付・補助を行う。 (9カ所) 2 家庭的保育事業(保育の必要性のある0～2歳児を対象とする定員5名までの保育事業)実施事業者に給付・補助を行う。 (16カ所) |
| | 継 | 1 | 1歳児受入促進支援事業 | 特に待機児童の多い1歳児の受入を促進するため、1歳児を弾力的に受け入れている施設に対し保育士給与等の補助を実施し、保育所等の支援及び保育士の持続雇用を可能としたことで待機児童の解消を行う。 |
| | 継 | 5 | 一時預かり等事業 | 1 一時保育事業(非定型保育、緊急保育、余裕活用型) (非定型)就労や職業訓練等により保育が断続的に困難な方のための保育を実施。 (緊急)育児疲れや冠婚葬祭等により、一時的に保育が困難な方のための保育を実施。 (余裕活用)地域型保育事業等において、育児疲れや冠婚葬祭等により、一時的に保育が困難な方のための保育を実施。 2 病児保育事業(病児対応型、病後児対応型) (病児)回復期に至っていないが、当面症状の急変が認められない児童を保育。 (病後)回復期であるが、集団保育が困難である児童を保育。 3 延長保育事業 おおむね午後7時までの延長保育を実施。 4 障がい児保育事業 障がい児受入にあたり、保育士を専任化するなどの見守り等の体制の強化を図った保育所等に対して補助。 |
| | 継 | 5 | 病児・病後児保育予約システム導入事業 | 病児・病後児保育に係る予約システムサービスを活用し、病児保育事業の利便性向上(予約、キャンセル等)と連携中核都市圏(7市7町)における広域利用により当該事業の利用促進を図る。 |
| | 継 | 1 | 子育て支援センター運営支援事業 | 子育て支援センターにおいて、育児講座、体験保育、保育サービスの情報提供等を行い、子育て中の親子に楽しんで子育てが出来るよう支援する。 (民間立22カ所) |
| | 継 | 1 | 認可外保育所子育て支援事業費補助金 | 認可外保育施設の運営及び市が独自に設定した基準を満たす施設へ補助を行う(より高い基準を満たした施設には、認証を行い補助を加算する)。 |
| | 継 | 1 | 認可外保育施設利用者負担軽減補助金 | 同一世帯で2人以上の児童が認可外保育施設等を利用している場合、第3子以降の児童、一定所得未満の世帯やひとり親・障がい者世帯の児童が認可外保育施設を利用している場合に、保護者の経済的負担の軽減を目的として、保育料に対し補助を行う。 |
| | 継 | 1 | 認可外保育施設利用者給付費 私立幼稚園利用給付費 | 認可外保育施設、幼稚園等を利用する幼児教育・保育の無償化対象児童の保護者に対して給付を行う。 |
| 継 | 1 | 2歳児就園保育料軽減補助金 | 幼稚園の2歳児及び満3歳児の預かりを促進するため、幼稚園、認定こども園の2歳児の保育料及び預かり保育料並びに満3歳児の預かり保育料の補助を行う。 | |
| 継 | 5 | 保育所等におけるICT化推進事業 | 保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するため、ICT化に取り組む保育所等に対し支援を行う。(登降園管理等) | |

| 課(施設)名 | 新・継 | 領域 | 事業名 | 事業内容 | |
|----------|-------|----|---------------------------|--|--|
| 保育育成課 | 継 | 5 | 放課後児童クラブICT化推進事業 | 業務のICT化を推進し、職員の業務負担の軽減を図るため、ICT化に取り組む放課後児童クラブに対し支援を行う。(入室管理等) | |
| | 継 | 5 | 感染症対策のための物品等整備事業(保育所等) | 保育所等における感染拡大を防止するため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助し、安全な保育環境の維持を図る。また、新たに感染症対策のための簡易な改修に必要な経費に対する補助を行う。 | |
| | 継 | 5 | 感染症対策のための物品等整備事業(子育て支援事業) | 子育て支援事業(病児保育事業、一時保育事業、子育て支援センター等)における感染拡大を防止するため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助し、安全な保育環境の維持を図る。また、新たに感染症対策のための簡易な改修に必要な経費に対する補助を行う。 | |
| | 継 | 5 | 感染症対策のための放課後児童クラブ事業継続支援事業 | 放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について支援を行うとともに、感染症対策のための簡易な施設改修に係る経費について支援する。 | |
| | 継 | 1 | 保育所等給食費負担軽減協力金 | 原油価格・物価高騰対策による子育て世帯への支援として、保育所等が提供する給食の質及び量の確保を図るとともに、食材料費等の高騰により給食費が引き上げられることのないよう保育所等の協力を得た場合、その保育所等に協力金を支払うことで入所児童保護者の負担軽減を図る。 | |
| | 継 | 1 | 保育所等光熱費支援給付金給付事業 | 原油価格・物価高騰の影響している保育所等への支援として、子ども達の安心・安全な保育環境を確保できるよう、保育所等が継続的な保育環境を維持することができるよう光熱費の一部を支援する。 | |
| | 継 | 1 | 放課後児童クラブ光熱費等支援給付金 | 原油価格・物価高騰の影響で、放課後児童クラブの運営における光熱費やおやつ代が高騰している状況を踏まえ、子どもたちが安心・安全に支援の提供を受ける環境を維持するため、また、放課後の時間帯に栄養面や活用面から必要とされるおやつの内容や量などの確保を図るため、放課後児童クラブに対し必要な光熱費等の一部を支援する。 | |
| 子ども家庭支援課 | 継 | 1 | 放課後児童健全育成事業 | 1 運営委託及び支援 小学校の留守家庭の児童を対象に、児童が健やかに育つよう、放課後遊びや生活指導等を行う放課後児童クラブ運営委員会等に対する委託により実施。(81カ所・児童数 4,027人) 2 施設整備 令和5年度は、クラブ施設の環境整備を図るため、1クラブの分割による新設(小学校内の専用室を利用した分割)を行う。また、令和6年度に小学校の敷地を利用して1クラブの分割新設を行うための実施設計を行う。 | |
| | 継 | 1 | 児童家庭相談援助 | 児童虐待防止・児童の福祉向上を図るため、専門的な指導・相談を実施する。 | |
| | 新 | 1 | 支援対象児童等見守り強化事業 | 困難を抱えていても、相談や必要な支援につながりにくい世帯等に対し、LINEを活用した情報発信及び子育て相談を実施し、必要な支援につなげる。 | |
| | 継 | 1 | 母子父子家庭等福祉事業 | 母子・父子家庭等の生活安定と福祉の向上を図る。 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・ひとり親家庭生活応援給付金等事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭就業・自立支援事業 ・ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業 | |
| | 継 | 1 | 子どもの貧困対策事業 | 地域において子ども達を見守り、健やかな成長を育むため、子どもやその保護者、孤立しがちな世帯が地域住民と交流できる「子どもの居場所づくり」を推進する。 ・子どもの居場所づくり支援事業 ・子どもの居場所づくり支援事業費補助金 | |
| | 継 | 1 | 母子生活支援施設入所措置事業 | 配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情のある女子、及びその者が養育する児童を入所させ保護する。 | |
| | 継 | 1 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 母子家庭、父子家庭及び寡婦等に対して、低金利または無利子で各種資金を貸し付け、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長を図る。 | |
| | 継 | 1 | 山形学園運営管理 | 児童養護施設「山形学園」の管理運営 | |
| | 継 | 6 | 子どもショートステイ事業 | 保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において一時的に児童の扶養ができない場合、児童を一定期間児童福祉施設等で養育・保護するためにショートステイ、トワイライトステイ事業を実施。 | |
| | 継 | 1 | 児童手当給付事業 | 中学3年生までの子を養育している者に対し、児童手当を支給する。 | |
| | 継 | 1 | 児童扶養手当給付事業 | 母子父子家庭等で18歳までの児童(一定の障害状態にある児童の場合は20歳未満)を養育している者に対して手当を支給する。 | |
| | 観光戦略課 | 継 | 1 | 健やか教育手当給付事業 | 母子父子家庭等で小・中学生の児童を養育している者に対して手当を支給する。 |
| 継 | | 1 | 子ども医療給付事業 | 中学生以下の子どもに対する医療費の軽減を図る。ただし、入院に係る医療費は、18歳に到達した年度末まで助成対象とする。 | |
| 継 | | 1 | 親子健やか医療給付事業 | 両親もしくは父母の一方のいない家庭において、18歳以下の児童及びその児童を養育している者の医療費の軽減を図る。 | |
| 継 | | 5 | 古竜湖キャンプ場整備 | 維持・管理業務(自然を通じ、親子の触れ合いの場としてのキャンプ場を整備する。) | |
| 農政課 | | 継 | 3 | 農業資料集「さなえ・みのるの山形市農業たんけん隊」及び農産物マップの配付 | 小学生から広く山形市の農業を理解してもらうために、3年生に社会科の参考資料として配付している。 ・令和5年度作成予定 農業資料集:2,300部 農産物マップ:125枚 |
| | | 継 | 1 | 親子農業たんけん隊 | 山形市の農業に関する実践的学習の場として小学生とその家族を対象に農園1区画を貸し出し、種まきから水やり、草刈りなどの全ての管理を親子で体験してもらう。 |
| 森林整備課 | | 継 | 3 | 緑の少年団育成事業 | 明るく住み良い緑に恵まれた郷土の自然に親しみ、少年達の健康で心豊かな人間性の向上を図るため、市内小学校に結成されている緑の少年団を支援する。 |
| | | 継 | 3 | 中学校への市産材の普及啓発事業 | 木材利用と森林整備の関係や間伐の必要性を理解してもらうことを目的とし、山形市産間伐材を使用したスギ板材を市内中学校へ技術家庭の教材として提供する。 |

| 課(施設)名 | 新・継 | 領域 | 事業名 | 事業内容 |
|------------|-----|---------------|---|--|
| 森林整備課 | 継 | 1 | 幼児への積木贈呈事業 | 1歳6か月健診時に、幼児に市産材を使った積み木を贈呈し、幼児期から木に触れ、木に対する親しみや自然を大切にすることを育む木育の推進を図る。 |
| 地方卸売市場 | 継 | 3 | 市場(流通機能)の理解を深める事業 | 学校教育のカリキュラムと連携しながら、主に小学校の児童及び高校の生徒に対して、流通機能学習の場を提供する。 |
| 公園緑地課 | 継 | 2 | 草花の種子の配布 | 緑化運動の推進のため、保育園、小学校等に草花の種子を配布する。 |
| 消防本部予防課 | 継 | 5 | 親子防災学習会 | 市内小学生対象の親子に、山形市市民防災センターの各体験施設(応急手当・地震・消火・煙・119番通報・消防士なりきり)を活用した防災学習を主に実施する。 対象:市内小学生 実施日:令和5年9月24日(日) 場所:山形市市民防災センター |
| | 継 | 2 | 防火ポスター作製・展示 | 少年消防クラブ員に夏休み期間前に防火ポスター作製を依頼、完成した防火ポスターをイオンモール山形南店に展示する。 令和5年9月15日(金)から9月25日(月)までを予定 |
| | 継 | 5 | 少年消防クラブ防災学習会 | 市内の少年消防クラブ員に、山形市市民防災センターの防災学習や様々な体験学習を実施し、防火思想を広める。 対象:少年消防クラブ 実施日:令和5年9月3日(日) 場所:山形市市民防災センター |
| | 継 | 5 | ガールスカウト防災学習会 | ガールスカウト員に、山形市市民防災センターの防災学習や様々な体験学習を実施し、防火思想を広める。 対象:ガールスカウト山形県連盟員 実施日:令和6年3月予定 場所:山形市市民防災センター |
| 上下水道部経営企画課 | 継 | 2 | 夏休み親子下水道教室 | 下水道の役割について理解を深めるとともに、自然の恵みについて子供と保護者が一緒になって体験し学習する。 実施日:令和5年8月1日(火) 場所:山形浄化センター(天童市大字大町字西原1915) 共催:(公財)山形県建設技術センター/上市市/天童市/山辺町/中山町 |
| 学校教育課 | 継 | 6 | 第19回短期交換留学事業 ※中止 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止。再開の時期はスワンヒル市事務局と協議の上決定する。 |
| | 継 | 6 | 子ども科学教室の開催 | 学校の休業日に合わせ、山形市総合学習センターにおいて児童生徒対象の「おもしろ実験教室」を山形大学フレンドシップ事業との共催により実施する。 |
| | 継 | 7 | 不登校児童生徒対策事業 | 不登校生への対応及び未然防止のために、校内外における研修会を行うとともに、山形市総合学習センター不登校児童生徒適応指導教室へ通学する児童生徒を支援する。 また、スクールソーシャルワーク・コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーを教育委員会、学校に配置し、教育体制を整備する。 |
| | 継 | 3 | 魅力ある学校づくり推進事業 | 各学校が地域に開かれた学校づくりを推進し、地域と協力して子どもたちの体験活動や授業などの様々な教育活動を展開する取り組みを支援する。 |
| | 継 | 2 | 中2・はたらく体験推進事業 | 学校・地域・企業と連携・協力しながら、市立中学校2年生の職場体験学習を推進する体制を整備する。 |
| | 継 | 5 | 小学校陸上・水泳記録会 | 技術向上とスポーツ愛好の精神、スポーツマナーの育成を推進する。 |
| | 継 | 5 | 小学校スポーツ教室 | 市内を11ブロックに分け、技術の向上と、スポーツ活動を通じて体力増進を図る。 種目:タグラグビー、陸上、水泳 ほか |
| | 継 | 5 | 小学生スキー教室推進 | 小学校のスキー教室を推進、奨励する。 対象児童:3学年以上の児童 8,025人 |
| | 継 | 5 | いのちの教育推進事業 | 1 「いのちの教育推進懇談会」による今後の具体的な対策、実践に向けての検討 2 いのちの教育研修会の開催(S.O.Sの受け止め方、性被害) 3 安全主任研修会 |
| 継 | 3 | 小学校スポーツ指導者の養成 | 指導者の確保・養成並びに指導力の充実に努める。 対象:水泳、器械運動、表現運動、スケートほか | |
| 社会教育青少年課 | 継 | 2 | 二十歳の祝賀式 | 本市の二十歳になる成人が二十歳の祝賀式に参加することにより、成人としての自覚を改めて促し、また、市全体で自ら成長しようとする青年を祝い励ますことを目的とし開催する。 |
| | 継 | 2・5 | 山形市放課後子ども教室推進事業 | 放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用し、子どもの安全安心な活動拠点(居場所)を設けるとともに、学ぶ意欲のある子どもたちに対して学習機会を提供し、子どもたちの健やかな成長を促す。 大曾根小学校で実施する。 |
| | 継 | 8 | 青少年問題協議会運営事業 | 青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係行政機関に対し意見の具申を行う。 ・委員:27名 (構成)会長:市長 副会長:2名(教育長・民間) 市議会:3名 行政機関:10名 民間:11名 ・事業開始:昭和34年 ・根拠法令等:地方青少年問題協議会法 山形市青少年問題協議会設置条例 |
| | 継 | 8 | 青少年健全育成講演会開催事業 | これからの社会を担う青少年の健全育成を推進するため、市民全体の意識高揚を図ることを目的とし開催する。 |
| | 継 | 2 | 地区青少年健全育成連絡協議会活動奨励事業 | 地区内の青少年関係機関、団体及び関係者等で組織される、連絡協議会等(小学校区単位で現在34団体)に対し、活動奨励金を交付し、地域総ぐるみの青少年健全育成活動を促進する。 |
| | 継 | 2 | 青少年育成推進員設置事業 | 地域における青少年健全育成活動を組織的、継続的に実践するため、適任者60名(各小学校区毎に1~2名)を委嘱し、活動の推進を図る。 任期:令和4年6月から2年間。 |
| | 継 | 2 | 青少年育成団体への支援事業 | 自主的活動を行う青少年育成関係団体を財政的に支援し、青少年の育成を図る。 合計:5団体 |
| | 継 | 2 | 青少年市民運動促進事業 | 青少年の健全育成市民運動を展開する「山形市青少年育成市民会議」の活動を促進する。 |
| | 継 | 6 | 青少年海外協力隊支援事業 | 海外で活躍する予定の本市出身の協力隊員への出発前の激励など。 |
| 継 | 5 | 子ども安全情報配信システム | 登下校時の児童生徒の安全確保に努めるため、携帯電話等を通して、保護者等の登録者に不審情報を配信する。 令和4年度未登録者数:4,821人 | |

| 課(施設)名 | 新・継 | 領域 | 事業名 | 事業内容 |
|----------|-----|-----|-------------------------|---|
| 社会教育青少年課 | 継 | 2・5 | 「子ども見守り隊」市民運動推進事業 | 市内小学校学区の青少年健全育成連絡協議会を中心に、「子ども見守り隊」の腕章及び自動車貼付用ステッカーを使用した地域活動を支援し、子どもに対する不審者等の被害を未然に防止すると共に、地域における「子どもを見守る」機運と、青少年健全育成の意識高揚を図る。 |
| | 継 | 1 | 「夏休み生活標語」事業 | 中学生の夏休み生活標語の入選作を表彰するとともに、優秀作品をポスターにし、各学校及び関連施設へ掲示して規律正しい生活を呼びかける。 |
| | 継 | 7 | 街頭指導活動 | 市内繁華街を中心に、閉庁日を除く毎日、午前・午後・夕刻・夜間に分け、青少年の非行防止を目的として街頭指導を実施する。 |
| | 継 | 7 | 少年相談活動 | 学校長期休業期間中においては、地区街頭指導活動を促進する。 |
| | 継 | 7 | 青少年指導センター運営協議会運営事業 | 電話、面接及び電子メールによる少年相談窓口を開設し、多様化する青少年の相談に対応する。 |
| | 継 | 8 | 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進 | 青少年指導センターの公正かつ適切な運営に関する事項を協議する。 委員数：17名 |
| | 継 | 8 | 「やまがたの青少年」発行事業 | 関係機関・団体との連携の下、各種事業を展開することにより、この運動を総合的に実践・推進する。 青少年の実態と当市行政施策についての冊子を編集・発行し、市公式ホームページに掲載・周知する。 年1回発行 |
| | 継 | 6 | ネット安全パトロール事業 | インターネット、モバイルサイト等のネットパトロールを実施し、県内の児童・生徒のインターネット上の掲示板等への書き込みを検索・閲覧しながら、状況等によっては学校等へ職員を通して連絡するなど、インターネット内の安全パトロールを実施する。 |
| スポーツ課 | 継 | 5 | ジュニアスポーツの育成 | ジュニアスポーツクラブ等の健全育成と、スポーツ愛好の精神を増進し、少年スポーツ活動を通じて体力増進を図る。 対象：アイスホッケー、スピードスケート、ラグビー、水球、レスリング、ボクシング |
| | 継 | 5 | 中学校運動部の強化推進 | 競技力の向上と各種競技の普及育成を図るとともに各種スポーツの振興と競技力向上の推進を図るため、指導者講習会を実施し、その資質を高める。 スポーツ教室、運動部指定強化、運動部育成、駅伝強化事業等 |
| | 継 | 5 | スポーツ少年団育成強化 | スポーツ少年団を指定強化し、スポーツ少年団活動の活性化を図る。 対象：市内24スポーツ少年団 |
| | 継 | 5 | 山形市スポーツ少年団総大会 | 対象：市スポーツ少年団登録者 種目：8種目 約2,000人 (軟式野球、バレーボール、サッカー、ミニバスケットボール、柔道、剣道、空手、スキー) |
| | 継 | 5 | 子ども会球技大会 | 技術の向上と各子ども会相互の親睦を図る。 参加チーム：35チーム |
| | 継 | 5 | 運動部活動地域連携促進 | 地域人材を活用し、中学校運動部活動の活性化を図る。 50人(中学校運動部外部指導者) |
| 少年自然の家 | 継 | 2 | 第25回わんぱくサマーキャンプ | キャンプや自然体験活動を通して、自然の素晴らしさを実感するとともに、友達と協力することの大切さを感じ取る。 募集：小4～中3・20名程度 実施日：令和5年7月22日(土)・23日(日) 年1回 |
| | 継 | 2 | 第30回わんぱくウィンターキャンプ | 冬の自然体験を通して、自然の雄大さ・協力することの大切さを実感するとともに、門松作り等を体験し、伝統文化に触れる。 募集：小4～中2・20名程度 実施日：令和5年12月23日(土)～24日(日) 年1回 |
| | 継 | 2 | 第37期自然の家少年団(通年参加) | 年間7回の宿泊活動等を通し、心身豊かな、自然を愛する子どもを育成する。 募集：小学4年生・36名程度 |
| | 継 | 2 | 森の昆虫見つけ隊 | 昆虫採集・標本作りを通して、豊かな自然環境に対する認識を深める。 募集：小3～中学生の親子 10組20名程度 実施日：令和5年7月28日(金) 令和5年7月29日(土) 令和5年7月30日(日) 年3回 |
| | 継 | 1 | 自然の家 秋祭り | 市民に広く施設を開放し、野外活動や文化活動などの機会と場を提供し、自然環境保全について考える契機を設ける。 募集：一般市民200名程度 実施日：令和5年9月3日(日) 年1回 |
| | 継 | 2 | わくわくキッズキャンプ | 自然体験活動を通して、自然の素晴らしさ体感するとともに、初めて会う職員や友達と交流する楽しさを味わう。 募集：小3・4年20名程度 実施日：令和5年6月17日(土)～18日(日) 令和5年6月24日(土)～25日(日) 令和6年2月3日(土)～4日(日) 年3回 |
| | 継 | 1 | ブラネタリウム一般公開 | ブラネタリウム体験を通して星空への興味や関心を高める。 募集：一般市民10家族程度 実施日：令和5年5月21日(日) 令和5年9月3日(日) 令和5年10月28日(土) 年3回 |
| | 継 | 1 | 親子そば打ち道場 | 親子での体験を通して、自然の家の役割についての理解を深め、自然に親しむ契機とする。 募集：中学3年までの親子20組程度 実施日：令和5年10月29日(日) 年1回 |
| | 継 | 1 | 親子ふれあい自然体験 | 親子での自然散策や調理などのふれあいを通して自然の豊かさを体感するとともに、親子でのふれあいの機会をつくる。 募集：小1・2年の親子10組程度 実施日：令和5年5月20日(土) 令和5年5月27日(土) 年2回 |
| | 継 | 1 | 家族でキャンプ体験 | 家族でテント泊によるキャンプをすることで、キャンプ体験のきっかけの場を提供する。 募集：一般市民家族8組 実施日：令和5年6月17日(土)～18日(日) 令和5年6月24日(土)～25日(日) 令和5年9月9日(土)～10日(日) 年3回 |
| | 継 | 2 | ボランティアスタッフセミナー | 子ども理解を深め、各事業での具体的な活動を想定しながら研修することにより、ボランティアとしての資質向上を図る。 募集：大学生・大学院生 実施日：令和5年5月6日(土)～7日(日) 年1回 |
| | 図書館 | 継 | 1 | 絵本とあそぼう |
| 継 | | 1 | おはなしの広場 | 絵本の読み聞かせ・紙芝居上演・本の紹介 対象：幼児・小学生(毎月1回 日曜日) |
| 継 | | 1 | べにっこおはなしのひろば | 絵本の読み聞かせ(於：べにっこひろば) 対象：幼児・小学生(毎月1回 日曜日 7～3月開催) |

| 課(施設)名 | 新・継 | 領域 | 事業名 | 事業内容 | |
|--------|----------|-----|--------------------------|--|--|
| 図書館 | 継 | 1 | おはなし会 ～耳からきく読書～ | 世界の様々な国の昔話や物語を耳で聞いて楽しむ 対 象：小学生(毎月1回 土曜日) | |
| | 継 | 1 | 絵本とわらべうたのひろば～春・夏・秋・冬～ | 絵本の読み聞かせ・わらべうた・紙芝居他 対 象：2～4歳(年4回(7月、10月、12月、3月)) | |
| | 継 | 1 | 市民講座「江戸の山形名所を歩く」 | 古文書の観光案内をもとに町を歩く 対 象：一般 実施日：5月27日(土) | |
| | 継 | 1 | よのなか科 | 藤原和博氏(教育改革実践家)が提唱するワークショップ 対 象：小学生から一般 実施日：未定 | |
| | 継 | 1 | 小荷駄のみどり出版文化賞受賞記念講演 | 「小荷駄のみどりから・・・」と共催で行う講演会 対 象：一般 実施日：6月3日(土) | |
| | 継 | 2 | 折り紙教室 | おりがみの講習会 対 象：小学生から一般 実施日：未定 | |
| | 継 | 1 | 外国語で楽しむおはなし会 | 外国語と日本語で同じ絵本を読み聞かせし、言葉の違いを楽しむ 対 象：幼児から小学生 実施日：6月24日(土) | |
| | 継 | 3 | 読書感想文講座 | 夏休みの宿題である読書感想文の書き方を学ぶ講習会 対 象：小学生とその保護者 実施予定日：中学生8月4日(金)、小学生8月6日(日) | |
| | 継 | 1 | 平和都市宣言事業 「平和の尊さを語り継ぐ講演会」 | 対 象：小学生から一般 実施予定日：講演会8月8日(火)、展示期間7月29日(土)～8月24日(木) | |
| | 継 | 1 | 自由研究相談会 | 夏休みの宿題 自由研究についての相談会 対 象：小学生とその保護者 実施予定日：7月30日(日) | |
| | 継 | 1 | 学校図書整理員研修会 | 学校図書整理員の資質の向上を図る。 対 象：小・中学校図書整理員 実施予定日：7月28日(金) | |
| | 新 | 1 | 落語家さんと楽しむおはなし会 | 落語家さんによる絵本の読み聞かせ 対 象：小学生から 実施日：未定 | |
| | 継 | 1 | 夏休み講座 | 太恵 図書館ミニライブ&子どもワークショップ開催のお知らせ 対 象：年長から小学生とその保護者 実施予定日：7月23日(日) | |
| | 継 | 1 | U39短歌コンクール挑戦講座 | 一般青年層を対象にした短歌講習会 対 象：一般 実施日：7月2日(日) | |
| | 継 | 1 | ツイート(つぶやき)短歌講座 | 初心者のための短歌講座 対 象：どなたでも 実施日：4月23日(日)、7月22日(土)予定 | |
| | 継 | 1・2 | 新しい働き方を考えるワークショップ | 後藤好邦氏とゲストのトークライブ 対 象：一般 実施日：未定 | |
| | 継 | 1・2 | 紙芝居のはじまりはじまり | 手作り紙芝居上演 対 象：幼児から一般 実施日：未定 | |
| | 継 | 1 | 絵本作家による講演会&サイン会 | 深山さくら氏(絵本と童話の作家)×齋藤英世氏(ブックスドクター) 読み聞かせ&講演会。新刊「ぼくは本のお医者さん」の製作秘話やブックスドクターの仕事について紹介 対 象：幼児・小学生～一般 実施日：7月9日(日) | |
| | 継 | 1・2 | 布おもちゃであそぼう | 布で作った手作りのおもちゃであそぶ 対 象：幼児 実施日：未定 | |
| | 継 | 1 | キラキラクリスマスコンサート | クリスマスにちなんだ音楽の演奏を楽しむ 対 象：幼児から一般 実施日：未定 | |
| | 継 | 1・2 | とんとんの楽しい人形劇 | 人形劇の上演 対 象：幼児から一般 実施日：未定 | |
| | 継 | 1・2 | 小荷駄のみどり共催事業①市民講座 | 内容 未定 対 象：一般 実施日：未定 | |
| | 継 | 1 | コミュニケーション力講座 | 人間関係を豊かにする方法を学ぶ講習会 対 象：一般 実施日：未定 | |
| | 継 | 1 | 市民の出版物展記念講座 | 内容 未定 対 象：一般 実施日：未定 | |
| | 継 | 1・2 | 小荷駄のみどり共催事業②市民講座 | 内容 未定 対 象：一般 実施日：未定 | |
| | 継 | 6 | 特集号及び職業に関する本のコーナー設置 | 定期的に文学受賞作品等のコーナーや中・高校生向けに「職業」に関する本のコーナーを館内に設置 | |
| | 学校給食センター | 継 | 1 | 栄養指導 | 管理栄養士による各学校の児童・生徒及び保護者への栄養指導。 |
| | 選挙管理委員会 | 継 | 1 | 新成人への選挙啓発 | 新成人の投票参加意識を高め、明るい選挙の推進を図るため、選挙啓発資料・資材を成人の祝賀式会場にて配布する。 |
| | | 継 | 2 | 選挙啓発ポスター募集 | 選挙に対する興味・関心を高めるため、市内の小・中学校及び高等学校の児童・生徒に選挙啓発ポスターを募集し、入賞者の表彰式、入賞作品の展示会を実施する。 |
| | | 継 | 2 | 選挙資材の貸出 | 選挙に対する興味関心を高めるため、市内の小・中学校及び高等学校等を対象に選挙器材(投票箱・記載台等)の貸出しを行う。 |
| 継 | | 2 | 選挙啓発出前講座 | まもなく選挙権を有することとなる、または有して間もない生徒・学生に選挙の仕組みや投票の大切さを学習してもらおうと共に模擬投票の体験を通じて、若い世代の投票意識の向上を図る。 | |
| 継 | | 2 | 社会科授業資料提供 | 市内の小・中学校6年生、中学校3年生の社会科等の授業のために、山形市の選挙時の写真や、選挙に関する資料を配布することにより、選挙を身近なものに感じてもらう。 | |

7 青少年育成組織

(1) 山形市青少年育成推進員

(任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

| No | 氏名 | 選出地区 |
|----|-------|------|
| 1 | 鈴木康彦 | 第一地区 |
| 2 | 岡野守昭 | 第二地区 |
| 3 | 加藤秀樹 | 第二地区 |
| 4 | 井上次郎 | 第三地区 |
| 5 | 伊藤義一 | 第三地区 |
| 6 | 柴田一夫 | 第四地区 |
| 7 | 丹羽正彦 | 第五地区 |
| 8 | 箕川晴恵 | 第五地区 |
| 9 | 長谷川博明 | 第六地区 |
| 10 | 手塚秀雄 | 第六地区 |
| 11 | 山田重孝 | 第七地区 |
| 12 | 三井寺浩樹 | 第七地区 |
| 13 | 山口四郎 | 第八地区 |
| 14 | 豊田成利 | 第八地区 |
| 15 | 鈴木芳子 | 第九地区 |
| 16 | 阿部千春 | 第九地区 |
| 17 | 海藤明 | 第十地区 |
| 18 | 菅野直人 | 第十地区 |
| 19 | 遠藤克彦 | 宮浦地区 |
| 20 | 坂野領 | 宮浦地区 |
| 21 | 岡崎和広 | 南小地区 |
| 22 | 神保敬子 | 南小地区 |
| 23 | 古澤修 | 西小地区 |
| 24 | 永井宏幸 | 西小地区 |
| 25 | 古瀬仁行 | 東小地区 |
| 26 | 鈴木和子 | 東小地区 |
| 27 | 高橋健一 | 鈴川地区 |
| 28 | 佐藤三千子 | 鈴川地区 |
| 29 | 金内敏雄 | 千歳地区 |
| 30 | 会田庄二 | 千歳地区 |

| No | 氏名 | 選出地区 |
|----|-------|-----------|
| 31 | 花等茂敏 | 金井地区 |
| 32 | 有澤孝司 | 金井地区 |
| 33 | 恵山孔善 | 大郷地区 |
| 34 | 東海林聡 | 明治地区 |
| 35 | 武田直子 | 出羽地区 |
| 36 | 後藤敏廣 | 出羽地区 |
| 37 | 長澤良宏 | 楯山地区 |
| 38 | 遠藤明 | 高瀬地区 |
| 39 | 相田英順 | 山寺地区 |
| 40 | 石沢孝浩 | 東沢地区 |
| 41 | 沼澤義夫 | 滝山地区 |
| 42 | 鈴木幹雄 | 滝山地区 |
| 43 | 茂木美雪 | 南沼原地区 |
| 44 | 五十嵐政三 | 南沼原地区 |
| 45 | 佐藤博夫 | 桜田地区 |
| 46 | 柿崎裕 | 桜田地区 |
| 47 | 遠藤友子 | 蔵王第一地区 |
| 48 | 伊藤康則 | 蔵王第一地区 |
| 49 | 齊藤豊 | 蔵王第二地区 |
| 50 | 斉藤慎爾 | 蔵王第三地区 |
| 51 | 高橋豊 | 南山形地区 |
| 52 | 設楽信一 | 南山形地区 |
| 53 | 伊藤淳一 | みはらしの丘小地区 |
| 54 | 小林正治 | みはらしの丘小地区 |
| 55 | 武田佐雄 | 本沢地区 |
| 56 | 伊藤潤二 | 西山形地区 |
| 57 | 今野昭一 | 村木沢地区 |
| 58 | 秋葉栄法 | 大曾根地区 |
| 59 | 三部市則 | 全市 |

令和5年7月現在

(敬称略)

(2) 各地区青少年健全育成連絡協議会

(令和5年7月現在)

| No | 団 体 名 | 代表者氏名 | 結成年月日 |
|----|--------------------|-----------|-------------|
| 1 | 第一地区青少年健全育成連絡協議会 | 武 田 信 博 | 平成15年 6月20日 |
| 2 | 第二地区青少年健全育成連絡協議会 | 吉 田 久 雄 | 昭和46年 7月17日 |
| 3 | 第三地区青少年健全育成連絡協議会 | 武 田 道 子 | 昭和50年 9月 1日 |
| 4 | 第四地区青少年健全育成連絡協議会 | 柴 田 一 夫 | 昭和63年 8月19日 |
| 5 | 第五地区青少年健全育成連絡協議会 | 玉ノ井 一 | 昭和54年 7月14日 |
| 6 | 第六地区青少年健全育成協議会 | 長 谷 川 博 明 | 昭和38年 4月 1日 |
| 7 | 第七地区青少年健全育成協議会 | 山 田 重 孝 | 昭和55年 4月 1日 |
| 8 | 第八地区うめばち青少年育成会 | 山 口 四 郎 | 昭和52年 6月 1日 |
| 9 | 第九地区青少年健全育成連絡協議会 | 鈴 木 芳 子 | 平成21年 5月31日 |
| 10 | 第十地区青少年健全育成連絡協議会 | 菅 野 直 人 | 昭和56年 7月 1日 |
| 11 | 南学区青少年健全育成協議会 | 山 本 元 | 昭和58年 7月17日 |
| 12 | 東小学区青少年健全育成連絡協議会 | 渡 部 良 勝 | 昭和58年 3月 1日 |
| 13 | 鈴川地区青少年健全育成連絡協議会 | 高 橋 健 一 | 昭和51年12月11日 |
| 14 | 千歳青少年健全育成推進連絡協議会 | 金 内 敏 雄 | 平成 4年12月12日 |
| 15 | 金井地区青少年健全育成連絡協議会 | 花 等 茂 敏 | 昭和42年 8月 7日 |
| 16 | 大郷地区青少年健全育成連絡協議会 | 佐 藤 博 志 | 平成19年 6月27日 |
| 17 | 明治地区青少年健全育成協議会 | 野 口 隆 志 | 平成 2年 4月 1日 |
| 18 | 出羽地区青少年健全育成連絡協議会 | 後 藤 敏 廣 | 平成 2年 4月 1日 |
| 19 | 山寺地区青少年健全育成連絡協議会 | 相 田 英 順 | 平成12年 4月 1日 |
| 20 | 東沢地区青少年健全育成連絡協議会 | 黒 木 誠 司 | 昭和55年 4月 1日 |
| 21 | 滝山学区青少年健全育成連絡協議会 | 沼 澤 義 夫 | 昭和55年 7月17日 |
| 22 | 桜田学区青少年健全育成連絡協議会 | 多 田 裕 昭 | 平成 6年 6月26日 |
| 23 | 南沼原地区青少年育成協議会 | 飯 野 忠 一 | 平成元年 5月20日 |
| 24 | 宮浦学区青少年指導健全育成連絡協議会 | 細 谷 ひろ子 | 平成10年 2月21日 |
| 25 | 蔵王第一学区青少年健全育成連絡協議会 | 菊 地 昭 男 | 昭和57年 2月19日 |
| 26 | 蔵王第二学区青少年健全育成連絡協議会 | 齊 藤 豊 | 昭和57年 2月19日 |
| 27 | 蔵王第三学区青少年健全育成連絡協議会 | 伊 藤 八右衛門 | 昭和57年 2月19日 |
| 28 | 南山形地区青少年健全育成協議会 | 高 橋 長 治 | 平成25年 6月12日 |
| 29 | 本沢地区青少年健全育成連絡協議会 | 武 田 佐 雄 | 昭和41年 6月 8日 |
| 30 | 西山形地区青少年健全育成連絡協議会 | 中 川 国 弘 | 平成 4年 1月25日 |
| 31 | 村木沢青少年健全育成連絡協議会 | 渡 辺 寿 保 | 平成13年 7月17日 |
| 32 | 大曾根地区青少年健全育成連絡協議会 | 漆 山 善 則 | 昭和62年 4月 1日 |
| 33 | 楯山学区青少年健全育成連絡協議会 | 長 澤 良 宏 | 平成23年 7月15日 |
| 34 | 高瀬地区青少年健全育成連絡協議会 | 伊 藤 正 幸 | 平成25年 7月30日 |

(敬称略)

第 3 章 青少年指導センター

1 青少年指導センターの概要

- 名 称 山形市青少年指導センター
- 所 在 地 山形市旅籠町二丁目3番25号
- 設 置 運 営 主 体 山形市教育委員会
- 主 管 部 局 山形市教育委員会社会教育青少年課
- 設 置 年 月 日 昭和39年4月22日（平成13年4月1日教育委員会設置）

青少年指導センターは、少年の非行防止について関係のある機関・団体・民間有志の参加を得て少年の非行防止活動をより効果的に実践するための合同活動の拠点である。

少年非行防止のための関係機関の活動には相互に関連するものが多く、例えば、警察官は犯罪の予防という責務からぐ犯・不良行為少年の街頭指導を行い、学校教職員も生徒指導の立場から同様に街頭に出て生徒の不良行為の発見と指導に注意を払っており、また、児童委員も児童福祉の立場から要保護少年の発見にあっている。

このように、少年を対象とする機関の活動は多岐にわたり、また、その方法は若干異なるにしても、少年の非行防止を図るという点においては同一である。

このような点に着目し、非行防止に関する総合的な実践活動を推進するための拠点として、青少年指導センターが設置されている。

(1) 青少年指導センターの業務活動

青少年指導センターの主な業務活動は、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動を効果的に行うことである。

① ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導

誰でも最初から犯罪少年ではないのであって、不良行為が繰り返されるうちに犯罪行為となって表面化する場合が多い。この不良行為の時期のうちに適切な指導を行うならば、罪を犯す少年が減ることは明らかである。このための活動をぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動と呼び、青少年指導センターで行う最も大きな業務である。この実施方法には、街頭指導活動と少年相談活動がある。

ア 街頭指導活動

街頭指導活動は、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導のため重要な活動である。街頭指導を推進するにあたって望ましいことは、この活動を単に関係機関のみで実施するのではなく、地域社会の積極的な協力を得てすることである。すなわち、青少年指導センターの街頭指導活動に地域団体や民間有志の参加を含め、街頭指導の層を厚くするとともに、これらの協力者を通じて家庭・学校・職場・その他の地域社会の関心を高めることができれば大きな成果が期待

されるのである。街頭指導活動は、次のような方法で行われている。

- 指導委員が実施計画に基づき、組織的・計画的に繁華街等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期にぐ犯・不良行為少年を発見し、指導にあたる。
- 指導委員が自分の住んでいる地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に絶えず注意を払い、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導にあたる。

イ 少年相談

当センターの少年相談は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の午後1時から5時まで、電話相談及び面談による相談を受けている。また電子メールでの相談（24時間受付）も行っている。

少年相談は、少年本人及び保護者が抱えている悩みや問題等の解決の一助となるとともに、ぐ犯・不良行為の少年が関わっていた場合の早期発見・早期指導をするための重要な活動の一つである。

相談を行う法的機関としては、児童相談所をはじめとして、福祉事務所、県教育センター、市総合学習センターがある。また、相談機関としては、家庭裁判所、法務局、警察のサポートセンター・少年相談所等がある。

② 関係機関等との連携

「街頭指導」や「少年相談」を通して関わった少年への助言・指導はもとより、その状況や必要に応じて、家庭や学校への連絡、児童相談所や福祉事務所、警察、支援施設等への情報提供を行っており、市役所内においても関係各課との情報共有化を図るなど、関係機関等と連携しながら、慎重かつ適切な対応に努めている。

③ 資料の整備と活用

ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動を一層合理的に進めるために、必要に応じて、下記資料の整備・活用を図りながら実施する。

- 街頭指導日誌
- 少年指導票
- 継続指導簿
- 相談受理簿

(2) 青少年指導センターの沿革

| | |
|----------|--|
| 昭和39年 4月 | 山形市青少年指導センター設置要綱の制定。 厚生部社会課主管。 |
| 昭和39年 5月 | 山形市青少年指導センター運営協議会設置。 |
| 昭和39年 7月 | 山形市十日町一丁目1番31号（歌懸稲荷神社境内、山形市消防団第一分団第三部内）に設置。 |
| 昭和43年 6月 | 指導車（マツダバン800cc）配車。 |
| 昭和46年 4月 | 福祉事務所主管になる。 |
| 昭和49年 4月 | 福祉事務所厚生課主管になる。 |
| 昭和53年 4月 | センター移転。山形市緑町一丁目1番21号（自治会館、厚生会館内） |
| 昭和55年 5月 | 山形市青少年指導センターの運営等に関する規則公布。 |
| 昭和56年 5月 | センター移転。山形市旅籠町二丁目3番25号（市役所内） |
| 昭和58年 6月 | 創立20周年記念式典開催。（市民会館） |
| 昭和62年 4月 | 福祉部婦人青少年課主管になる。 少年相談（面接）開始。 |
| 昭和62年 6月 | 少年電話相談開始。 |
| 平成 5年 6月 | 創立30周年記念式典開催。（中央公民館） |
| 平成 9年 4月 | 市民生活部女性青少年課主管。 |
| 平成13年 4月 | 市長部局から教育委員会へ移管される。 教育委員会青少年課主管。 |
| 平成15年11月 | 創立40周年記念式典開催。（山形テルサ） |
| 平成16年 4月 | センター分室を山形市七日町三丁目1番9号（三浦記念館1階）に設置。 少年相談室及び街頭指導協力者（指導委員）の集合場所とした。 |
| 平成16年 7月 | 中央指導委員の設置。 |
| 平成17年10月 | 東北地区青少年補導センター連絡協議会定期総会及び第20回定期研修会「山形大会」開催。（ホテルキャスル） |
| 平成19年 3月 | 三浦記念館の解体に伴いセンター分室の廃止。 |
| 平成19年10月 | 少年メール相談開始。 |
| 平成21年 5月 | 国の緊急雇用創出事業により指導員3名を配置し、新興市街地（嶋・吉原地区等）を中心に街頭指導を行う。（～平成23年3月） |
| 平成23年11月 | 全国青少年補導センター連絡協議会定期大会「山形大会」開催。（山形テルサ） |
| 平成24年 4月 | 国の緊急雇用創出事業により臨時職員1名を配置し、ネット安全パトロールの開始。 |
| 平成25年 4月 | 組織変更により、教育委員会社会教育課と統合、教育委員会社会教育青少年課主管。 |
| 平成25年10月 | 創立50周年記念式典開催。（山形国際ホテル） |
| 平成30年10月 | 東北地区青少年補導センター連絡協議会定期総会及び第33回定期研修会「山形大会」開催。（山形国際ホテル） |

2 青少年指導センターの組織

(1) 青少年指導センター運営協議会

運営協議会は、青少年指導センターの活動を円滑適正に推進するため設置するもので、委員には山形保護観察所・県福祉相談センター・山形警察署・小学校長・中学校長・高等学校長・民生委員児童委員・主任児童委員・保護司・PTA等の代表者等が選任されている。

運営協議会は例年2回開催し、街頭指導や少年相談、その他青少年の健全育成に関する青少年指導センター業務の具体的な実施計画を協議している。

○委員数 17人

○任期 2年(令和4年6月1日～令和6年5月31日)

(2) 指導委員

指導委員は、教育委員会から委嘱を受け、運営協議会で協議した実施計画に基づき、組織的計画的に区域内全般の繁華街、駅、公園、遊戯場など不良行為の行われやすい場所を巡回し指導活動に従事するとともに、少年相談活動・環境浄化活動に従事することになっている。指導委員には民生委員児童委員・主任児童委員・保護司・青少年育成推進員・小中高教職員・小中PTA役員等が委嘱を受けている。

○委員数 882人(令和5年7月1日現在)

○任期 3年(令和5年6月1日～令和8年5月31日)

○委員の内訳 (令和5年7月1日現在)

| 所属等 | 人員 | 所属等 | 人員 |
|----------|-----|------------|-----|
| 民生委員児童委員 | 429 | 村山地区高等学校教員 | 36 |
| 主任児童委員 | 57 | 中学校教職員 | 41 |
| 山形地区保護司 | 105 | 小学校教職員 | 36 |
| 青少年育成推進員 | 52 | 中学校PTA | 35 |
| 経験者 | 54 | 小学校PTA | 37 |
| | | 計 | 882 |

○街頭指導の実施時間帯 午前 10:00～12:00 午後 14:30～16:30

夕刻 16:00～18:00 夜間 18:00～20:00

○指導委員の任務分けについて

平成16年7月からの試行期間を経て、平成17年3月から、指導委員を中央指導委員と地区指導委員とに任務分けを行っている。

中央指導委員(323人)は、全ての指導委員のうち、指導委員連絡会地区会長より推薦されたもので構成され、青少年指導センターが計画する市内繁華街等の街頭指導に従事している。この街頭指導の年間従事回数は約4回であり、指導力の向上が図られている。

中央指導委員以外の指導委員は地区指導委員とし、地区主導の街頭指導に、中央指導委員とともに従事している。

(3) 少年相談員

少年相談業務をより効果的に行うために少年相談員を置いており、少年相談員は教育委員会から委嘱を受けている。

○少年相談員数 8名（令和5年7月1日現在）

○任期 3年（令和5年6月1日～令和8年5月31日）

(4) 青少年指導センター指導委員連絡会

指導委員連絡会は、指導委員によって組織された会であり、青少年の非行防止の現状と防止対策についての情報を交換し、関係機関、団体と相互に連絡を密にし、広報活動や会員の研修等を行い、指導活動の推進を図っている。

(5) 地区指導委員会

指導委員は、小学校通学区域の34地区で各地区指導委員会を組織し、地区ごとに独自の活動を行っている。

(6) 職員

所長 1人（社会教育青少年課長兼務）

副所長 1人（社会教育青少年課長補佐兼務）

所員 3人（社会教育青少年課職員兼務）

会計年度任用職員 2人（専門指導員）

3 青少年指導センター運営協議会委員

(任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

| 役職名 | 氏名 | 所属等 |
|-----|--------|--------------------------------|
| 委員 | 馬場 剛 | 山形保護観察所 統括保護観察官 |
| 委員 | 今井 卓生 | 山形県福祉相談センター副所長(相談指導担当)(兼)児童福祉司 |
| 委員 | 鈴木 哲也 | 山形警察署生活安全課長 |
| 委員 | 沼澤 義夫 | 山形市青少年指導センター指導委員連絡会会長 |
| 委員 | 多田 裕昭 | 山形市青少年指導センター指導委員連絡会幹事 |
| 委員 | 佐藤 博之 | 山形市子ども会育成連合会会長 |
| 委員 | 長瀬 武久 | 山形市民生委員児童委員連合会副会長 |
| 委員 | 深瀬 俊路 | 山形市民生委員児童委員連合会常任理事 |
| 委員 | 大場 ひろみ | 山形地区保護司会副会長 |
| 委員 | 鈴木 芳子 | 山形市青少年育成推進員連絡協議会監事 |
| 委員 | 玉ノ井 一 | 山形市青少年育成市民会議副会長 |
| 委員 | 兼子 佳子 | 山形市PTA連合会副会長 |
| 委員 | 高橋 あゆみ | 山形市PTA連合会母親委員長 |
| 委員 | 小林 勝喜 | 村山地区高等学校長会(山形市立商業高等学校長) |
| 委員 | 栗田 和真 | 山形市中学校長会(山形市立第六中学校長) |
| 委員 | 丸山 一裕 | 山形市小学校長会(山形市立第八小学校長) |
| 委員 | 大山 孝光 | 山形市立商業高等学校教諭 |

(敬称略)

4 各地区指導委員会会長

(令和5年7月現在)

| No | 地区 | 氏名 |
|----|----|--------|
| 1 | 第一 | 武田 信博 |
| 2 | 第二 | 吉田 久雄 |
| 3 | 第三 | 武田 道子 |
| 4 | 第四 | 茂木 賢一 |
| 5 | 第五 | 玉ノ井 一 |
| 6 | 第六 | 長谷川 博明 |
| 7 | 第七 | 山田 重孝 |
| 8 | 第八 | 荒井 理子 |
| 9 | 第九 | 鈴木 芳子 |
| 10 | 第十 | 菅野 直人 |
| 11 | 南小 | 山本 元 |
| 12 | 東小 | 古瀬 仁行 |
| 13 | 鈴川 | 太田 清治郎 |
| 14 | 千歳 | 金内 敏雄 |
| 15 | 金井 | 金内 良一 |
| 16 | 大郷 | 恵山 孔善 |
| 17 | 明治 | 遠藤 佐智子 |

| No | 地区 | 氏名 |
|----|-----|--------|
| 18 | 出羽 | 後藤 敏廣 |
| 19 | 楯山 | 長澤 良宏 |
| 20 | 高瀬 | 鎗水 和善 |
| 21 | 山寺 | 相田 英順 |
| 22 | 東沢 | 黒木 誠司 |
| 23 | 滝山 | 沼澤 義夫 |
| 24 | 桜田 | 多田 裕昭 |
| 25 | 南沼原 | 横橋 正美 |
| 26 | 宮浦 | 細谷 ひろ子 |
| 27 | 蔵王一 | 奥山 留美子 |
| 28 | 蔵王二 | 齊藤 豊 |
| 29 | 蔵王三 | 齋藤 吉弘 |
| 30 | 南山形 | 高橋 長治 |
| 31 | 本沢 | 武田 佐雄 |
| 32 | 西山形 | 阿部 重隆 |
| 33 | 村木沢 | 清野 正彦 |
| 34 | 大曾根 | 佐藤 清一郎 |

(敬称略)

5 街頭指導実施状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(1) 街頭指導実施日数及び従事した指導委員延べ人数

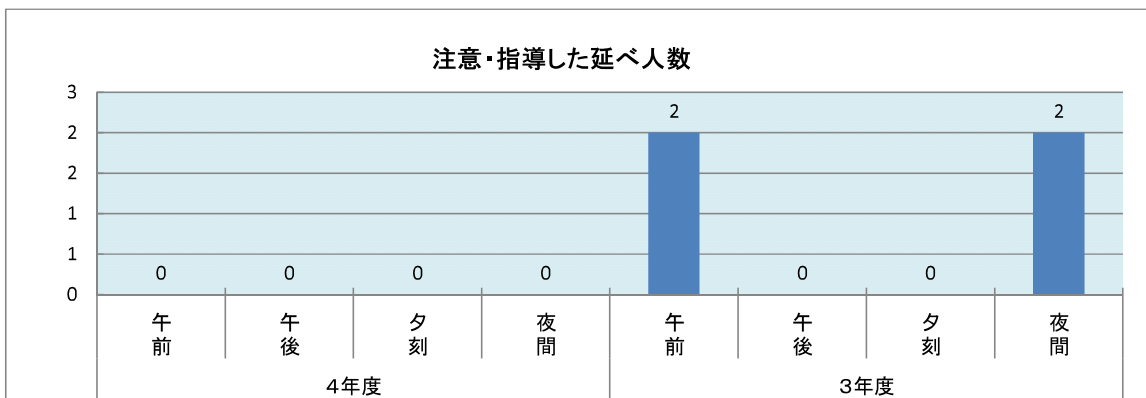
| | | 街頭指導実施日数 | | | | | | | | | | 従事した指導委員延べ人数 | | | | |
|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|--------------|------|-----|-------|-------|
| | | 午前 | | 午後 | | 夕刻 | | 夜間 | | 合計 | | 午前 | 午後 | 夕刻 | 夜間 | 合計 |
| | | 班数 | 日数 | 班数 | 日数 | 班数 | 日数 | 班数 | 日数 | 班数 | 日数 | | | | | |
| 4年度 | 4月 | 5 | 5 | 12 | 12 | 14 | 14 | 3 | 3 | 34 | 34 | 11 | 28 | 34 | 11 | 84 |
| | 5月 | 2 | 2 | 14 | 14 | 21 | 19 | 4 | 4 | 41 | 39 | 4 | 39 | 59 | 9 | 111 |
| | 6月 | 6 | 5 | 9 | 9 | 21 | 21 | 4 | 4 | 40 | 39 | 21 | 22 | 53 | 13 | 109 |
| | 7月 | 12 | 7 | 30 | 20 | 24 | 19 | 4 | 4 | 70 | 50 | 37 | 99 | 64 | 15 | 215 |
| | 8月 | 11 | 5 | 50 | 23 | 19 | 7 | 4 | 1 | 84 | 36 | 36 | 185 | 76 | 14 | 311 |
| | 9月 | 1 | 1 | 17 | 16 | 6 | 6 | 1 | 1 | 25 | 24 | 2 | 46 | 16 | 4 | 68 |
| | 10月 | 1 | 1 | 10 | 10 | 20 | 20 | 4 | 4 | 35 | 35 | 3 | 27 | 56 | 11 | 97 |
| | 11月 | 1 | 1 | 6 | 6 | 18 | 18 | 4 | 4 | 29 | 29 | 2 | 21 | 46 | 13 | 82 |
| | 12月 | 19 | 9 | 49 | 18 | 19 | 15 | 2 | 2 | 89 | 44 | 74 | 181 | 55 | 8 | 318 |
| | 1月 | 1 | 1 | 15 | 15 | 16 | 16 | 0 | 0 | 32 | 32 | 2 | 42 | 42 | 0 | 86 |
| | 2月 | 0 | 0 | 11 | 11 | 20 | 20 | 0 | 0 | 31 | 31 | 0 | 31 | 52 | 0 | 83 |
| | 3月 | 21 | 9 | 63 | 30 | 17 | 16 | 3 | 3 | 104 | 58 | 87 | 234 | 53 | 8 | 382 |
| | 計 | 80 | 46 | 286 | 184 | 215 | 191 | 33 | 30 | 614 | 451 | 279 | 955 | 606 | 106 | 1,946 |
| 3年度 | 55 | 31 | 253 | 178 | 242 | 212 | 36 | 36 | 586 | 457 | 171 | 789 | 719 | 122 | 1,801 | |
| 増減 | 25 | 15 | 33 | 6 | △27 | △21 | △3 | △6 | 28 | △6 | 108 | 166 | △113 | △16 | 145 | |

(2) 注意・指導した延べ人数(場所別)

| | | デパート | コンビニ | パチンコ店 | 公共施設 | 書店・喫茶店 | 駅構内 | スポーツ施設 | 神社境内 | 公園 | 路上 | ゲーム場 | カラオケ他 | 合計 |
|-----|-----|------|------|-------|------|--------|-----|--------|------|----|----|------|-------|----|
| 4年度 | 4月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 5月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 6月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 7月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 8月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 9月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 10月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 11月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 12月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 1月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 2月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 3月 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 4 |
| 増減 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △2 | 0 | 0 | 0 | 0 | △2 | 0 | △4 |

(3) 注意・指導した延べ人数(時間帯及び学識別)

| | | 未就学児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 他学生 | 有職少年 | 無職少年 | 計 |
|-----|----|------|-----|-----|-----|-----|------|------|---|
| 4年度 | 午前 | | | | | | | | 0 |
| | 午後 | | | | | | | | 0 |
| | 夕刻 | | | | | | | | 0 |
| | 夜間 | | | | | | | | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3年度 | 午前 | | | 2 | | | | | 2 |
| | 午後 | | | | | | | | 0 |
| | 夕刻 | | | | | | | | 0 |
| | 夜間 | | | | | 2 | | | 2 |
| | 計 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 増減 | 0 | 0 | △2 | 0 | △2 | 0 | 0 | △4 | |



(4) 声がけ延べ人数

| | | 未就学児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 他学生 | 有職少年 | 無職少年 | 合計 |
|-----|-----|------|-------|-------|-------|------|------|-------|--------|
| 4年度 | 4月 | 10 | 378 | 233 | 388 | 33 | | | 1,042 |
| | 5月 | 9 | 492 | 139 | 739 | 26 | 6 | 2 | 1,413 |
| | 6月 | 12 | 635 | 324 | 693 | 34 | | | 1,698 |
| | 7月 | 12 | 663 | 238 | 740 | 19 | 3 | | 1,675 |
| | 8月 | 27 | 1019 | 236 | 298 | 20 | 3 | | 1,603 |
| | 9月 | 13 | 2017 | 700 | 188 | 6 | | | 2,924 |
| | 10月 | 15 | 826 | 195 | 621 | 29 | 9 | | 1,695 |
| | 11月 | 8 | 558 | 350 | 375 | 27 | 5 | | 1,323 |
| | 12月 | 9 | 647 | 452 | 378 | 11 | 2 | | 1,499 |
| | 1月 | 2 | 496 | 102 | 446 | 17 | 1 | | 1,064 |
| 2月 | 7 | 550 | 494 | 406 | 11 | 1 | | 1,469 | |
| 3月 | 19 | 907 | 435 | 631 | 93 | 6 | | 2,091 | |
| | 計 | 143 | 9,188 | 3,898 | 5,903 | 326 | 36 | 2 | 19,496 |
| 3年度 | | 152 | 6,569 | 2,915 | 6,826 | 547 | 59 | 11 | 17,079 |
| 増減 | | △9 | 2,619 | 983 | △923 | △221 | △23 | △9 | 2,417 |

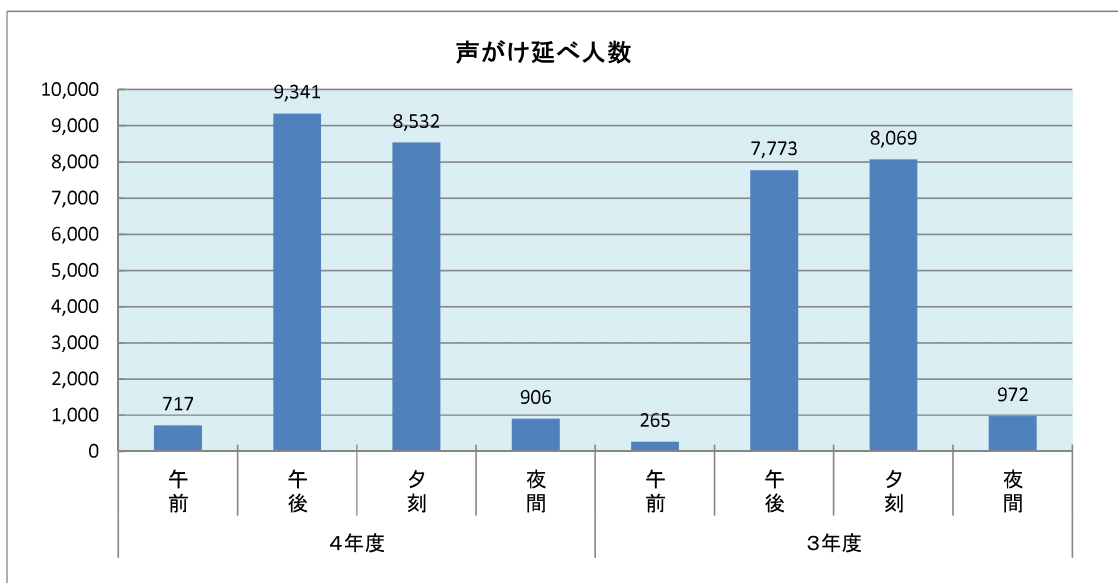
(5) 声がけ延べ人数（時間帯及び学識別）

| | | 未就学児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 他学生 | 有職少年 | 無職少年 | 計 |
|-----|----|------|-------|-------|-------|------|------|------|--------|
| 4年度 | 午前 | 12 | 281 | 302 | 111 | 7 | 4 | | 717 |
| | 午後 | 77 | 5812 | 1695 | 1628 | 119 | 10 | | 9,341 |
| | 夕刻 | 54 | 3082 | 1843 | 3403 | 129 | 19 | 2 | 8,532 |
| | 夜間 | | 13 | 58 | 761 | 71 | 3 | | 906 |
| | 計 | 143 | 9,188 | 3,898 | 5,903 | 326 | 36 | 2 | 19,496 |
| 3年度 | 午前 | 25 | 50 | 128 | 59 | 1 | 2 | | 265 |
| | 午後 | 76 | 4148 | 1778 | 1654 | 108 | 7 | 2 | 7,773 |
| | 夕刻 | 50 | 2369 | 980 | 4222 | 397 | 45 | 6 | 8,069 |
| | 夜間 | 1 | 2 | 29 | 891 | 41 | 5 | 3 | 972 |
| | 計 | 152 | 6,569 | 2,915 | 6,826 | 547 | 59 | 11 | 17,079 |
| 増減 | | △9 | 2,619 | 983 | △923 | △221 | △23 | △9 | 2,417 |

(6) 注意・指導した延べ人数（行為別）

| | 凶器所持 | 乱暴 | けんか | 家出 | 怠学 | 金銭 | 不健全 | 飲酒 | 喫煙 | 不良交友 | 不良団加盟 | 娯楽 | 夜遊び | 校則違反 | その他 | 計 |
|-----|------|----|-----|----|----|----|-----|----|----|------|-------|----|-----|------|-----|----|
| 4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 3年度 | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 4 |
| 増減 | | | | | | | | | | | | | | △2 | △2 | △4 |

※校則違反：市内のゲームセンターにて中学生2名がゲームをしていた事への注意。
 ※その他：改札口前通路を青少年2名がスケートボードに乗って走行した事への注意。



6 少年相談状況

電話・面談・メール相談状況

(各年度3月末日現在年間実績)

| 相談種別 | | 電話 | | | 面談 | | | メール | | | 合計 | | |
|----------------|---------|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|
| | | R2 | R3 | R4 | R2 | R3 | R4 | R2 | R3 | R4 | R2 | R3 | R4 |
| 合計 | | 25 | 16 | 86 | | 2 | | 43 | 29 | 34 | 68 | 47 | 120 |
| 相談者 内訳 | 少年本人 | 15 | 11 | 65 | | 1 | | 27 | 13 | 24 | 42 | 25 | 89 |
| | 家族その他 | 10 | 5 | 21 | | 1 | | 16 | 16 | 10 | 26 | 22 | 31 |
| 対象 少年 内訳 | 小学生 | 5 | 2 | 1 | | | | 6 | 18 | 7 | 11 | 20 | 8 |
| | 中学生 | 6 | 9 | 12 | | | | 7 | | 9 | 13 | 9 | 21 |
| | 高校生 | 9 | 5 | 45 | | 2 | | 21 | 9 | 10 | 30 | 16 | 55 |
| | その他 | 5 | | 28 | | | | 9 | 2 | 8 | 14 | 2 | 36 |
| 相談 内容 内訳 | 学校生活 | 4 | 2 | 8 | | | | 3 | 20 | 13 | 7 | 22 | 21 |
| | 進路 | 1 | | | | | | 2 | 1 | 3 | 3 | 1 | 3 |
| | 部活 | 1 | 1 | | | | | 9 | | 2 | 10 | 1 | 2 |
| | 不登校 | 1 | 1 | | | 1 | | | | | 1 | 2 | |
| | 交友関係 | 1 | 1 | | | | | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 2 |
| | 異性関係 | | 1 | 7 | | | | | | 1 | | 1 | 8 |
| | 性に関すること | 5 | 2 | 44 | | | | 2 | | 1 | 7 | 2 | 45 |
| | いじめ | 2 | 1 | 2 | | | | 6 | 2 | 2 | 8 | 3 | 4 |
| | 家庭内暴力 | | | | | | | | | | | | |
| | 虐待 | | | | | | | 1 | | | 1 | | |
| | 引きこもり | | | | | | | | | | | | |
| | 携帯電話 | | 1 | | | | | 1 | | | 1 | 1 | |
| | 家庭のこと | 5 | 2 | 2 | | 1 | | 6 | 2 | 5 | 11 | 5 | 7 |
| | 身体のこと | 2 | | 17 | | | | 1 | | | 3 | | 17 |
| | しつけ | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 3 | 4 | 6 | | | | | 2 | 5 | 3 | 6 | 11 | |

7 少年補導の対象となる年齢や行為

| 項目 少年別 | | 年齢 | 対象となる行為など | 法令 |
|------------------|------|----------------|---|----------------------|
| 非 行 少 年 | 犯罪少年 | 14歳以上 20歳未満 | 刑法、その他特別法の罪を犯す行為 (第3条第1項第1号) | 少年 法 |
| | 触法少年 | 14歳未満 | 刑罰法令に触れる行為 (第3条第1項第2号) | |
| | ぐ犯少年 | 20歳未満 | ○保護者の正当な監督に服さない性癖がある。 ○正当の理由がなく家庭によりつかない。 ○犯罪性のある人や不道德な人と交際したり、いかがわしい場所に入出入りする。 ○自己または他人の徳性を害する性癖がある。 上記のいずれかに該当して、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れる恐れがある行為 (第3条第1項第3号) | |
| 不良行為少年 | | 20歳未満 | 飲酒、喫煙などの違法行為及び家出、怠学、怠業、夜遊び、金品持ち出しなどの違法行為及び自己または他人の徳性を害する行為 (第2条第6号) | 少年 警察 活動 規則 |

資料：少年法、少年警察活動規則

※参考

《用語の意味》

- 少年 … 20歳未満の少年
- 刑法犯少年 … 刑法の罪を犯した少年
- 特別法犯少年 … 刑法犯及び道路交通法違反を除く全ての法令に違反する行為をした少年
- 触法少年 … 法令に触れる行為を行った14歳未満の少年
- ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の理由があって、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をす
るおそれのある少年
- 不良行為少年 … 飲酒、喫煙、家出など自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

付 属 資 料

※受付時間に変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

| 青 少 年 相 談 窓 口 | | | | | |
|---------------|-----------------|---|---------------------------|---|---------------------------------|
| No. | 名 称 | 電話番号 | 相談内容 | 受付時間 | 実施機関 |
| 1 | 少年相談 | 631-4425 | 学校・家庭・友達等の悩み事に関する相談 | 月～金 13:00～17:00 | 山形市青少年指導センター |
| | | メールでの受付 http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/ (山形市公式HPよりアクセス) | | 24時間受付 | |
| 2 | 教育相談室 | 645-6182 | 小・中学生の不登校に関する相談 | 電話・来所ともに 月～金 10:00～16:00 (受付15:30まで) | 山形市総合学習センター |
| 3 | こども電話相談 | 641-3636 | 子育て、子どもの虐待など、子どもと家庭に関する相談 | 月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く) | 山形市こども家庭支援課 |
| | | 641-1212 (内線574・546・841) | | | |
| 4 | おやこよりそいチャットやまがた | LINEによる相談 https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/ (山形市公式HPよりアクセス) | | 月～金 9:00～18:00 (年末年始、祝日を除く) | |
| 5 | 子育て支援センター | 634-6253 | 子育てに関する悩み | 月～土 8:30～17:00(電話) 9:00～12:00、 13:00～16:30(来所) | 山形市つばさ子育て支援センター (つばさ保育園内) |
| 6 | | 622-5682 | | 月～金 8:30～17:00(電話) 9:00～12:00、 13:00～16:30(来所) | 山形市さくら子育て支援センター (さくら保育園内) |
| 7 | | 674-0220 | | 毎月第2木曜日 と元日を除く毎日 平日 9:00～18:00 土日祝 9:00～12:00、 14:00～18:00 (電話・来所とも) | べにっこひろば子育て支援センター (べにっこひろば内) |
| | | 676-9876 | | 毎月第2・第4火曜日 と元日を除く毎日 9:00～18:00 (電話・来所とも) | コパル子育て支援センター (南部児童遊戯施設コパル内) |
| 8 | | 674-0010 | | 月～土 9:00～12:00、 13:00～16:30 (電話・来所とも) | つくも保育園子育て支援センター (つくも保育園内) |
| 9 | | 647-4883 | | 月～金 9:30～11:30、 13:00～16:00 (電話・来所とも) | 子育て支援センターきのみせいぶ (木の実西部こども園内) |
| 10 | | 689-1182 | | 月～金 8:50～16:30(電話) 9:00～11:30、 14:00～16:30(来所) | 子育て支援センターすくすく (南山形すくすく保育園内) |
| 11 | | 643-7176 | | 月～金 9:00～11:30、 13:30～16:00 (電話・来所とも) | ほほえみ支援センター (ほほえみ保育園内) |
| 12 | | 622-7438 | | 月～金 9:00～12:00、 13:30～16:30 (電話・来所とも) | キンダー子育て支援センター (キンダーこども園内) |
| 13 | | 676-7822 | | 月～金 9:30～12:00、 13:30～16:00 (電話・来所とも) | まりあこまくさ支援センター (マリアこまくさ保育園内) |
| 14 | | 666-4666 | | 月～金 9:00～11:30、 13:30～16:00 (電話・来所とも) | 子育て支援センターののはな (こども園ののはな内) |

※受付時間が変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

| 青 少 年 相 談 窓 口 | | | | | |
|---------------|-----------|--|--------------------------------|--|--------------------------------------|
| No. | 名 称 | 電話番号 | 相談内容 | 受付時間 | 実施機関 |
| 15 | 子育て支援センター | 666-8899 | 子育てに関する悩み | 月～金 9:30～11:30、 13:00～16:00 (電話・来所とも) | とちの実子育て支援センター (とちの実保育園内) |
| 16 | | 684-3018 | | 月～金 9:00～12:00、 13:30～16:00 (電話・来所とも) | 出羽子育て支援センター (出羽こども園内) |
| 17 | | 686-4808 | | 月～金 9:30～12:00、 13:00～15:30 (電話・来所とも) | べにばな保育園子育て支援センター (べにばな保育園内) |
| 18 | | 679-5028 | | 月～金 9:00～12:00、 14:00～16:00 (電話・来所とも) | 嶋ほいくえん子育て支援センター (嶋保育園内) |
| 19 | | 623-7800 | | 月～金 8:30～11:30、 13:30～16:30 (電話・来所とも) | みどりのもり保育園子育て支援センター (みどりのもり保育園内) |
| 20 | | 666-6835 | | 月～金 9:30～11:30、 13:00～16:00 (電話・来所とも) | 飯塚はらっぱ保育園子育て支援センター (飯塚はらっぱ保育園内) |
| 21 | | 688-7351 | | 月～金 9:00～11:30、 13:30～16:00 (電話・来所とも) | ひまわり子育て支援センター (ひまわりこども園向かい) |
| 22 | | 681-0371 | | 月～金 9:00～12:00、 13:30～15:30 (電話・来所とも) | かないにこにこ子育て支援センター (認定こども園金井こども園内) |
| 23 | | 674-6500 | | 月～金 9:30～11:30、 13:00～16:00 (電話・来所とも) | 子育て支援センター木の実北 (木の実北こども園内) |
| 24 | | 681-8120 | | 月～金 9:30～12:00、 13:30～16:00 (電話・来所とも) | 杉の子子育て支援センター (認定こども園杉の子内) |
| 25 | | 687-0855 | | 月～金 9:30～11:30、 13:30～16:30 (電話・来所とも) | このみ子育て支援センター (このみ保育園内) |
| 26 | | 664-1701 | | 月～金 9:30～12:00、 13:30～16:00 (電話・来所とも) | 子育て支援センターはやぶさ (はやぶさ保育園内) |
| 27 | | 684-7956 | | 月～金 9:00～12:00、 14:00～16:00 (電話・来所とも) | 大谷たけのこ組子育て支援センター (認定こども園出羽大谷幼稚園内) |
| 28 | | 644-2030 | | 月～金 9:00～12:00、 13:30～16:30 (電話・来所とも) | キンダー南館子育て支援センター (キンダー南館こども園内) |
| 29 | 686-2040 | 月～金 9:30～12:00、 13:00～15:30 (電話・来所とも) | セロン北保育園子育て支援センター (セロン北保育園内) | | |
| 30 | 少年相談メール | メールでの受付 県警察本部人身安全少年課HP内 少年相談コーナーから | | 24時間(返信は執務時間中 に行います) | 県警察本部人身安全少年課 |

※受付時間が変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

| 青 少 年 相 談 窓 口 | | | | | |
|---------------|-------------------------------------|---|------------------------------|---|--------------------------------------|
| No. | 名 称 | 電話番号 | 相談内容 | 受付時間 | 実施機関 |
| 31 | ヤングテレホン | 642-1777 | 少年の非行や事件、 その他悩みごとに関する相談 | 24時間 | 県警察本部人身安全少年課 |
| 32 | 家庭教育電話相談 「ふれあいほっとライン」 | 630-2876 | 子育ての悩み・家庭教育に関する相談 | 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 | 県教育局生涯教育・学習振興課 |
| | | メールでの受付 yshogaku@pref.yamagata.jp FAXでの受付 630-2874 | | 24時間 | |
| 33 | 教育相談ダイヤル | 654-8181 | 不登校・学校生活・ 子育てなどに関する 相談 | 月～金 8:30～20:30 土・日・祝日 8:30～17:30 | 県教育センター |
| 34 | 子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 または 654-8383 | いじめやその他子供の SOSに関する相談 | 24時間 | |
| 35 | 教育相談メール | non-ijime@pref.yamagata.jp | | 24時間 | |
| 36 | 子ども女性電話相談 | 642-2340 | 子どもと家庭及び女性 に関する相談 | 毎日 (年末年始除く) 8:30～22:00 | 県福祉相談センター |
| 37 | 心の健康相談 ダイヤル | 631-7060 | 心の健康相談 | 月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～17:00 | 県精神保健福祉センター |
| 38 | 心の健康 インターネット相談 | 県精神保健福祉センターHPよりアクセス | 心の健康に関する相談 | 24時間 (ただし回答には10～14 日程度かかります) | 県精神保健福祉センター |
| 39 | ひきこもり相談支援窓口 | 631-7141 | ひきこもり相談 | 月・火・木・金 (祝日、年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～17:00 | 自立支援センター巢立ち (県精神保健福祉センター) |
| 40 | こどもの人権110番 | 0120- 007-110 | いじめ等のこどもの 人権に関する相談 | 月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15 | 山形地方法務局人権擁護課 |
| 41 | インターネット 人権相談受付窓口 | https://www.jinken.go.jp/ | | 24時間 | |
| 42 | やまがた 法務少年支援センター (小白川青少年心理相談室) | 642-3445 | 非行・犯罪や問題行動 に関する相談 | 月～金 9:00～12:15 13:00～17:00 | やまがた法務少年支援センター (仙台少年鑑別所・山形少年鑑別支所) |
| 43 | 山形いのちの電話 | 645-4343 | 心の悩み全般に関する 相談 | 毎日 13:00～22:00 | 山形いのちの電話 |

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正：平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三二年六月一日法律第一五八号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 （昭和三七年四月一六日法律第七七号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四一年三月三十一日法律第一六号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第九九号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二一第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、

第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○山形市青少年問題協議会設置条例

昭和34年3月25日
条例第3号

改正 昭和43年6月15日条例第30号 平成13年3月23日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭和43条例30・一部改正、平13条例10・全改)

(設置)

第2条 この市に、山形市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(昭和43条例30・一部改正、平13条例10・全改)

(所掌事務及び意見の具申)

第3条 協議会は、この市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験がある者

(学識経験委員の任期)

第5条 前条第3項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、会務を総理する。

2 協議会に副会長2人を置く。

3 副会長のうち1人はこの市の教育長とし、他の1人は委員の互選によつて定める。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平13条例10・一部改正)

(会議の議長)

第7条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が命じ、又は委嘱する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平13条例10・一部改正)

附 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年6月15日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

○山形市青少年問題協議会設置条例施行規則

平成13年3月28日教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市青少年問題協議会設置条例(昭和34年市条例第3号)第9条の規定に基づき、山形市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議は、会長が招集する。

(委員の議題提出)

第3条 委員が協議会の議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要な資料を、協議会開催5日前まで会長に送付するものとする。

(事務機構)

第4条 協議会に、幹事長、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事長、幹事及び書記は、この市の職員のうちから、教育委員会が命じ、又は委嘱する。

3 幹事長は、協議会の事務を掌理する。

4 幹事は、協議会の事務を処理する。

5 書記は、協議会の事務に従事する。

(幹事会)

第5条 協議会の事務の連絡調整を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

○山形市青少年育成推進員要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、この市の青少年健全育成運動を地域ぐるみで推進するため、青少年育成推進員の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 この市に、山形市青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(任 務)

第3条 推進員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域における青少年及び青少年団体の育成指導に関すること。
- (2) 地域における青少年の動向及び実態調査に関すること。
- (3) 青少年の非行防止及び青少年に有害な環境の浄化に関すること。
- (4) 学校、青少年育成関係機関、団体との連絡提携及び実施事業への指導、協力に関すること。
- (5) 青少年育成施策に関する理解と協力の促進に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(委 嘱)

第4条 推進員は、次の各号の一に該当する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域での信望が厚く、青少年の良き相談相手となり得る等、リーダーとしてふさわしい者。
- (2) ボランティア活動に熱意をもち、青少年育成活動や関係諸機関、団体との連絡提携に積極的に参加できる者。
- (3) 青少年団体活動、青年海外派遣事業参加等の経験を有する者で、青少年育成活動に理解と関心をもつとともに協力できる者。

(任 期)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進員の数等)

第6条 推進員の数は、60人以内とし、次の活動領域を設定し配置する。

- (1) 主として、地域内において実践活動を行う者。
- (2) 主として、全市的領域において実践活動を行う者。

(連携及び指導)

第7条 教育委員会は、推進員の実践活動を効果的に進めるため、推進員相互の連携をはかるとともに、必要に応じ指導を行うものとする。

(活動報告)

第8条 教育委員会は、推進員の年間の実践活動を把握するため、各推進員に報告書の提出を求めることができる。報告書の様式は、別に定める。

(活動経費)

第9条 教育委員会は、予算の範囲内において、推進員の活動に必要な経費を支給する。

(被服の貸与)

第10条 教育委員会は、推進員に別に定める被服を貸与することができる。ただし、被服貸与期間は任期期間とし、その他の取扱いについては、山形市職員に対する被服貸与規程の例による。

附則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

○山形市青少年指導センター設置及び運営に関する規則

平成13年 3月28日
教育委員会規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、青少年への指導を行う関係機関、団体等が相互に協調し、青少年の非行防止等に関する業務を効果的に推進するための合同活動の拠点となるセンターの設置及び運営について必要な事項を定め、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(設置等)

第2条 前条の規定による活動拠点として、山形市青少年指導センター（以下「指導センター」という。）を山形市教育委員会に設置し、その位置は、山形市旅籠町二丁目3番25号とする。

(分掌事務)

第3条 指導センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 街頭指導に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) その他青少年の健全育成に必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 指導センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他必要な職員

(職務)

第5条 所長は、上司の命を受けて、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(運営協議会)

第6条 指導センターの公正かつ適切な運営を図り、合同活動の実施に必要な業務に関する事項を協議するため、指導センターに山形市青少年指導センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第7条 協議会は、協議会委員（以下「委員」という。）22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(指導委員)

第10条 青少年への指導活動を行うため、教育委員会に山形市青少年指導センター指導委員（以下「指導委員」という。）を置く。

2 指導委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 民生委員児童委員

(2) 主任児童委員

(3) 保護司

(4) 青少年育成推進員

(5) 関係行政機関の職員

(6) 関係団体の役職員

(7) その他指導の経験を有する者

3 指導委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導委員の任務)

第11条 指導委員の任務は、次のとおりとする。

(1) 青少年の非行防止のための早期発見及び指導に関すること。

(2) 青少年の継続指導に関すること。

(3) 少年相談に関すること。

(少年相談員)

第12条 少年相談業務をより効果的に行うため、少年相談員若干名を置く。

2 少年相談員は、教育委員会が委嘱する。

(地区指導委員会)

第13条 指導委員は、この市の小学校通学区域（以下「地区」という。）ごとの指導活動を組織的に推進するため、地区ごとに指導委員会を組織することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に選任されている委員、委嘱されている指導委員及び少年相談員並びに組織されている協議会は、この規則の規定により選任、委嘱又は組織されたものとみなす。